

平成25年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年2月28日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成25年2月28日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第11号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について
 - 議案第12号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第13号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第14号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第15号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
 - 議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
 - 議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
 - 議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める

条例の制定について

議案第25号 御嵩町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 御嵩町都市下水路条例を廃止する条例の制定について

議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 御嵩町上之郷辺地に係る総合整備計画（第2次変更）を定めることについて

議事日程第1号

平成25年2月28日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 御嵩町消防団の要望書

(2) 上之郷地域高齢者いきがい活動等の支援に関する要望書

(3) 現金出納検査結果報告（平成24年11月から平成25年1月分）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 28件

議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるところについて

議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるところについて

議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるところについて

議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第11号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第12号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第14号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第15号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第25号 御嵩町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 御嵩町都市下水路条例を廃止する条例の制定について
- 議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 御嵩町上之郷辺地に係る総合整備計画（第2次変更）を定めることについて

日程第6 議案の審議及び採決 3件

- 議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高 山 由 行	2番 山 口 政 治
3番 安 藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山 田 儀 雄
7番 加 藤 保 郎	8番 伊 崎 公 介	9番 植 松 康 祐
10番 大 沢 まり子	11番 岡 本 隆 子	12番 佐 谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	丹羽一仁	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
教育担当参事	安藤信治	企画調整 担当参事	三輪康典
総務課長	寺本公行	企画課長	加藤暢彦
まちづくり課長	須田和男	税務課長	佐久間英明
住民環境課長	水野嘉博	保険長寿課長	山田徹
福祉課長	若尾要司	農林課長	植松和徳
上下水道課長	亀井孝年	建設課長	伊左次一郎
会計管理者	田中秀典	学校教育課長	藤木伸治
生涯学習課長	玉木幸治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	------	-------------	------

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。したがって、平成25年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

広報紙などに掲載するため、議会事務局職員による撮影を許可いたします。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影取材等の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 佐谷時繁君、1番 高山由行君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月15日の議会運営委員会において、本日より3月15日までの16日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より15日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

町長の施政方針の発表

議長（谷口鈴男君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝より御参集いただきましてありがとうございます。

長時間になりますが、お許しいただきまして、ほぼ1時間を超えると。何回読み直してもそのぐらいでしかまとまらなかったということでもありますので、おつき合いを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、平成25年第1回御嵩町議会定例会、施政方針を述べさせていただきます。

施政方針演説をするに当たり、まず町を取り巻く課題等について述べさせていただきます。

あの震災から、はや2年が経過しようとしておりますが、今もなお、30万人以上の方々が住みなれた場所に戻れないままです。被災地の皆さんが希望を取り戻すために、政府の体制の整備や十分な予算措置により、一刻も早く復興作業が進むことを望んでやみません。この御嵩町においても、いつ自然災害が発生するかわかりません。御嵩町にとって何が必要なのか想像力を高め、災害に強いまちづくりのための準備を怠らないよう、決意を強くしているところであります。

昨年末の総選挙の結果、自民・公明の両党で3分の2を超える議席を獲得するほど大勝し、一方で、政権政党であった民主党は60議席をも割る大敗を喫しました。しかし、今回、自民・公明両党は、必ずしも得票を伸ばしているわけではなく、比例区ではむしろ伸び悩んでいます。逆に、前回民主党を支持した国民は、民主党が高い支持を得たことで国民の負託を得たとして過信し、みずからが提示したマニフェストの違反や無視、デフレ状況から脱却できない経済政策、さらに震災への対応等では、説明能力や責任のなさを露呈したことで、民主党の政権担当能力に疑問を持ち、投票しなかったと言えます。

しかし、その票が第三極に流れたかといえ、有権者が前回の民主党政治を見てきた体験から、全てが実績のない第三極には行かず、消去法的に経験のある自民党などへ流れたかと思われれます。また、今回の選挙で投票率が大きく下がったことは、政治への主体的な参加を放棄してしまったとはいえ、大変残念でなりません。

さて、総選挙の結果、誕生した第2次安倍内閣は、「危機突破内閣」と命名され、経済再生、復興、危機管理の3つに重点を置いて取り組むこととしております。何より喫緊の課題は、デフレと円高からの脱却による経済の再生であり、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を基本方針とする「アベノミクス」を提唱しています。デフレ経済を克服するために2%のインフレターゲットを設定し、これが達成されるまで、日

本銀行法改正も視野に大胆な金融緩和措置を講ずるという金融政策は、現在のところ、株価の回復や円安が進むなどの反応が起きていますが、こうした現象は経済政策が作り出した新たなバブルにすぎないのか。雇用や賃金も含めた実体経済にも波及し、真の景気回復となるかはまだ未知数であります。

また、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策のため、平成24年度補正予算と一体的なものとして、平成25年度予算を編成する15カ月予算の考えのもと、平成24年度補正予算として、総額で10兆円を超える財政支出を行うこととしております。御嵩町は自民党の政権公約であり、今後実施される国土強靱化計画による諸施策とあわせ、事業メニューの中で活用できるものがないか、常にアンテナを高くし、情報をキャッチしていきます。

長引く円高・デフレ不況を脱却し、日本経済再生が確かなものとなるかどうかは、これからの安倍政権にかかっています。これらの政策の実効性や7月の参議院選挙の結果について、今後も注視していきたいと思っております。

今回、議会に提案させていただきます平成25年度予算案の審議に当たり、政策の重立った内容について所信を述べますとともに、基本的な考え方につきまして御説明させていただきます。

さきに述べたように、安倍内閣誕生による日本経済の先行きについては、当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かうことが期待されています。しかし、海外景気の下振れが引き続き景気を下押しするリスクとなっており、今後、雇用や所得環境の先行きにも、なお警戒が必要であります。町としては、こうした国の状況を注視しながらも、皆様からいただいた税金を大切に使いたいとの思いから、必要な施策が何かを厳選し、予算編成を進めてまいりました。

一般会計予算額は63億4,400万円で、前年度と比較し1.1%増であり、渡邊町政としましては、過去最大の予算規模となりました。また、特別会計、企業会計と合わせた総額は118億1,120万円で、対前年度比1.1%の増となっております。

過去の予算編成では、昨年の行政懇談会で町民の皆様にご説明したように、健全な財政運営に特に配慮し、起債残高を減少させつつ、財政調整基金を10億円とすることを目標としてきました。その結果、現在の見込みでは、平成24年度の年度末には、財政調整基金の残高が約10億円に届こうかというところでもあります。

しかし、東日本大震災や、近年の豪雨災害の発生から学んだことは、真に必要な分野には手厚く予算措置をして整備していかなければならないということでもあります。平成25年度は御嵩町の重要課題について想像力を働かせ、補助金、交付金等のメニューを最大限に活用し、財源を明らかにしながら事業を提案してまいります。

一般会計歳入につきまして申し上げます。

町税については、町民の所得や償却資産の減少が響き、町税全体では約8,000万円減の22億9,525万4,000円と見込んでおります。地方交付税は、町税収入落ち込みによる基準財政収入額の減が影響し、3,700万円増の12億900万円と見込んでおります。

町債につきましては、町税等の収入が昨年以上に低水準にある中で、歳入・歳出両面において最大限の配慮を行った結果、臨時財政対策債は5,000万円の増額である4億円を計上、新規事業の庁舎防災対策事業が1億4,730万円、その他の起債発行額を最小限に抑えたものの、1億5,740万円の増額である6億9,500万円となりました。その結果、平成25年度末の起債現在高見込みが47億6,747万円で、今年度末の見込み額より2億6,000万円の増加となります。しかし、町が責任を持ち返済しなければならない将来負担額は、右肩下がりを持続できることは確信しております。

続きまして、一般会計歳出につきまして申し上げます。

今回の当初予算は、安全・安心な町、便利で健康に暮らせる町、活力ある環境に優しい町を方針にしております。

安全・安心な町の実現のため、災害対策本部機能の強化、公共土木施設の災害対策、亜炭廃坑対策、災害時救急医療セットの購入などを実施し、地震や水害並びに御嵩町特有の亜炭廃坑の問題の対策を行うことで、安全が保たれ、安心に暮らせる町を目指します。

便利で健康に暮らせる町の実現のため、地域の福祉拠点の整備、上水道未普及地域の解消、健康づくりの推進、公共交通の維持・確保などを実施し、健やかで便利な生活ができる町を目指します。

活力ある環境に優しい町の実現のため、義務教育の充実、安全なエネルギー政策、御嵩の農業の育成を通じて、子供や環境、農業を大切にす町を目指します。平成25年度はこれら重点分野に最大限に予算配分しておりますので、後ほど詳細に御説明させていただきます。

ここで、今後取り組むべき重要な事業について御説明させていただきます。

平成25年度当初予算書9ページに記載のある債務負担行為の中の、上之郷地域活性化事業に伴う公共用地の取得委託についてであります。

私たちは一昨年、まだ被災の爪跡が生々しく残る東北地方を視察しましたが、この視察で実際にそこに身を置くことで、被災地のすさまじさを肌で感じる事ができたことは、防災感覚を身につける上で、大変意義深い強烈な体験であったのではないのでしょうか。被災した七ヶ浜町では、懸命にボランティア活動を続けるたくさんの人々の姿があり、そこにはまさに体験したからこそ言える話を聞くことができました。

ボランティアの仕事をされていた方々は、町議会議員、社会福祉協議会などさまざまな立場でありました。その中には親族を亡くされている方もあり、その言葉に接し、深く心を打たれ

たものであります。こうした活動ができましたのも、そこにボランティア活動を可能とする拠点があったからであります。

視察した七ヶ浜町では、幸いなことに震災時に拠点となり得る広い屋根つきの施設があり、そこが実は屋内ゲートボール場であったという点に意外な印象は受けましたが、この施設が本当にあってよかったという評価を、貴重な体験談として聞かせていただくことができました。ともすれば、平時には無駄な施設ではないかと批判の対象となるおそれのある施設が、非常時には欠かすことのできない拠点施設として変貌を遂げ、大きな存在感を示している状況を目の当たりにすることで、我々政治家が学ぶことは、町民の皆様の生命・財産を守るために、災害の発生する前に、災害に対してどう備えるべきか多角的な観点から物事を考え、予見し、行動する資質が不可欠であるという点ではないでしょうか。

このような思いを強くして視察から帰り、この御嵩町に果たして災害時の拠点となり得る施設があるのかと自問し、考え続けた結果、執行権者として、御嵩町には、やはりこうした施設が不足しているとの結論に達しました。さらに時期を同じくして、JAめぐみの上之郷支店の跡地のあり方と利用についてさまざまな角度から検討した結果、災害拠点として最良な候補地であると考えました。ここを候補地として防災・減災施設を計画するポイントは3点あります。

1点目として、施設の立地とその面積という観点であります。

災害対応拠点として、我が町特有の亜炭廃坑問題を考えたときに、地震発生の際の陥没のおそれがない立地という点において、町東部の上之郷地区に施設を設置するのが最も適切であります。さらにこの土地は国道に面しているためアクセスにすぐれており、施設の建設等に関しても十分な広さを備えている上、地価についてほかの地区より安価であるメリットも無視はできません。

2点目は、施設の有効活用という観点であります。

計画している施設は、まずは非常時の防災の拠点として、老朽化している消防団第1分団の消防団車庫及び詰め所については、代替施設として場所を変えて設置し、避難場所やボランティアの受け入れ場所として機能するコミュニティー防災センターと併設した形で計画しております。

これらの施設は、平常時には高齢者の方々が使用できるような集会や筋力トレーニング等ができるスペース、子供たちが親子で遊ぶことができるスペース、また地域で生産された農産物等が販売できるスペース等を設け、あらゆる年代層や使用目的に対応でき、いつでもにぎやかに人の姿が見える施設として活用できるよう考えております。

さらに、平成22年に亜炭廃坑に起因する大規模陥没が発生した際に、避難していただく適切な施設が町内に存在しなかった点が課題であったため、御嵩、中、伏見地区で鉱害が発生した

際の一時的な避難場所を、陥没のおそれのない上之郷地区で新たに確保するという意味でも必要な施設と考えております。

第3点目は、地元からの強い要望と町内4地区での施設配置のバランスという観点であります。老朽化している消防団第1分目の消防団車庫及び詰め所については、昨年に御嵩町消防団長よりJAめぐみの上之郷支店の跡地の買収による新設の要望書が提出されました。また、上之郷地域の安全・安心、地域の活性化のため、上之郷地区自治会と御嵩町消防団第1分団分団長との連名で、植松議員、山田議員、山口議員の紹介のもと、同様な要望書が提出されております。

この件で、昨年12月の定例会で、山田議員から上之郷地域活性化について御質問をいただき、私からも前向きな御回答をさせていただいたところであります。さらに、高齢者いきがい活動団体「上之郷ぬくもりの家」からも、高齢者が元気に活動できる専用の場所が上之郷地区にないため、高齢者いきがい活動拠点づくりの要望書が提出され、その後の上之郷公民館で開催されました懇談会では、一部の議員の御出席の中、ぜひ跡地を購入し、施設を建設してほしいとの強い要望を直接聞いてまいりました。

一方で、子育ての視点から、上之郷地区には児童館がない上に子供たちが遊ぶことができるところが不足しているため、その場所づくりも強く望まれています。こうした状況から、引き続き人口の減少が著しく、商店等の閉店が目立つ上之郷地区において、新たな複合施設を建設することが地域の活性化を呼び起こし、町内の均衡ある発展のためには、必ず必要であると考えております。

このため、今回の予算案の中で必要な用地取得のための債務負担の限度額として、平成25年度から平成27年度までの3年間で4,330万円を設定しておりますが、事業の具体的な内容については、有利な補助金、交付金メニューが活用できるよう、計画を精査していきたいと考えております。

上之郷地域のさらに町全体にとって使い勝手がよく、元気が出せるような施設となるよう、町民の皆様、議員の皆様に十分に意見をお聞きし、さらに施設を設置するからには、可能な限りの機能を完備した、町内初の複合型モデル施設として機能させるよう考えております。また、いつ起きるかわからない災害に備えるためには、スピード感を持って施設整備に臨む必要があります。この施設は町内全ての地域の皆様から、平時はもちろん、災害発生時にも七ヶ浜町と同様に、本当にあつてよかったと言っていただけの施設であると確信しておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、平成25年度の重立った施策、事業について、予算計上額も示しながら御説明申し上げます。

岐阜県は2月8日、南海トラフ巨大地震が発生した場合の県内における被害想定調査結果を公表しました。この調査結果によれば、御嵩町は震度6弱の地震が想定され、地震の発生時刻を冬の朝5時とした場合、被害は県全体で全壊が3万5,000棟、半壊が10万棟、死者470人、負傷者1万3,000人となっています。特に注目すべきは、御嵩町は垂炭鉦廃坑の空洞が考慮され、空洞が深度5から15メートルにある場所については、地震動予測で得られた計測震度に0.20割り増しを行う地域とされている点であります。

御嵩町は2年連続で豪雨災害に見舞われ、さらに東日本大震災の教訓を踏まえれば、防災・減災対策は最重要課題の1つであります。将来この地方で発生する可能性が高い大地震について、今からできる限りの対策を講じていくことは、安全・安心なまちづくりを目指す御嵩町の責務であることは論を待ちません。そのためには、大災害が発生する前の予防的な対策として、ハード対策だけでは被害を防止することは困難であるため、ハード・ソフトをミックスさせた対策を実施することを考えております。

まず、ハード面の対策として防災拠点の強化を進めます。先ほど上之郷地区の防災拠点の整備が重要である点については申し上げましたが、災害発生時に情報を集め、対策の司令塔と位置づけられる拠点は、役場であることは言うまでもありません。地震発生後に役場庁舎が司令塔として残り、その機能が守られることは、復旧作業を行っていく上での絶対条件であります。庁舎が予想される地震に耐えられない構造であることが判明したため、早急に耐震対策をしていく必要があります。その対応の第一段階として、まずは必要な庁舎耐震診断調査を平成24年度に実施しております。

続いて、耐震工事の実施設計に必要な予算を、今回上程する平成24年度一般会計補正予算において、この所要経費を国の大型補正予算にあわせ前倒しで計上しています。これにより早期に実施設計に取りかかることが可能となり、耐震工事の国庫補助メニューだけでなく、国の緊急経済対策の一環として上げられる地域の元金臨時交付金を活用することができます。

この調査結果を反映させ、必要な大規模改修を含む耐震化工事に係る事業費1億7,800万円を、平成25年度当初予算に計上しています。この工事では、地震発生時に不可欠な電力の確保のため、あわせて非常用電源施設も整備いたします。なお、これらの工事に必要な多額な事業費に対応するため、地方債の借り入れ1億4,730万円を予定しています。これは緊急防災減債事業債という起債メニューであり、元利償還の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入される非常に有利な起債であります。

今回実施する庁舎の耐震工事は建物の地上部分だけであり、地下の空洞が存在している現実が変わることはありません。現段階で一般的には、空洞が15メートル以浅に存在する場合は危険性が高く、20メートル以深であれば比較的安心であるとされておりますが、垂炭鉦廃坑対策

として役場本庁舎だけでなく、避難所として指定している各公共施設について、優先的に充填工事を実施する必要性を感じております。引き続き、財源、実施時期、充填工法などの研究をした上で、実施の可能性とタイミングを探っていきます。

次に、ソフト面の対策として、まず地域防災計画の改定に取り組んでおります。平成24、25年度の2年間で、特に地震と水害に重点を置き、被災後の具体的な行動プランを盛り込みながら改定を実施中であります。

この内容を踏まえ、さらに災害対策マニュアル、非常時情報伝達マニュアル、避難所運営マニュアルを作成しますが、これらの計画はつくって終わりではなく、どう生かしていくかが重要であります。平成25年度後半に策定が完了しますが、その内容を議会に御説明させていただくことはもちろんのこと、町民の皆様に対しても、広報などを通じて広く周知してまいります。

さらに防災訓練の充実を考えております。この訓練は昨年に引き続き、9月1日に上之郷小学校、御嵩小学校、向陽中学校及び伏見小学校の体育館を会場に、多数の自治会、団体等による住民参加型の訓練といたしますが、実施の際には訓練が持つ意味を十分自覚していただき、より本番に対応できるものになるよう工夫をいたします。

昨年の防災訓練では、行政側の不手際や準備不足により、多くの町民から御指摘を受けました。この反省点をもとに行政内部での協議をさらに念入りに行い、防災訓練に向けた準備に遺漏のないよう進めていく所存であります。

昨年度の防災アカデミーの実施により、地域の防災リーダーとして多数の人材を育成することができました。訓練実施の際は、これら受講者の方にも協力を依頼し、防災訓練の企画立案の段階から参画していただくとともに、訓練当日は、各会場での指導的役割を果たしていただくよう、連携を深めてまいります。

以上、ハード・ソフト両面における主要な防災対策を述べましたが、これら以外でも考え得る対策は、1つでも多く実施することにより御嵩町の防災対策機能の向上に努めていく所存であります。こうした一連の取り組みを通じ、地域の方々と協力しながら地域の防災力をさらに強化していきたいと考えております。

平成24年度の重要施策の1つであった災害復旧事業につきましては、国や県の懸命な御努力の成果により、町内における復旧工事が完了に向かっております。

まず国道関連ですが、次月地内の国道21号の災害に伴う交通規制は、工事の大部分の完成とともに3月末には全て解除になる予定であり、あとは連続降雨量による暫定通行規制が残るのみとなりました。今後は広域交通の安全を確保するため、当地域内の地盤状況を引き続き調査し、この規制については、必要な対策工事の実施後に解除となると聞き及んでおります。

また、岐阜県による災害復旧事業については、県道及び河川の復旧事業をほぼ終えられた段

階であります。中でも可児川につきましては、河川法に基づく河川整備計画の策定と並行し、河川断面の確保を目的とする堆積土砂のしゅんせつに加え、下流部より河道掘削を実施していただいております。次に、唐沢川では災害関連河川整備事業として、治水効果の向上に努めていただきました。引き続き今後も可児川水系の河川の維持管理、整備工事を広域的かつ早期に進めていただくよう要望してまいります。

一方、町事業の公共土木施設に係る災害復旧工事についても、ほぼ完了することができました。平成24年度は2年連続した豪雨災害の復旧工事と並行し、雨水の処理が既存の排水路では対応できない地域とその現状の把握を実施し、そのデータをもとに雨水排水の広域的な計画を進めております。その結果、町が管理する普通河川や排水路の中から、特に浸水被害の発生が懸念される河川として、奥田川、井尻川、長岡排水路を選定いたしました。平成25年度はこの3つの河川のうち、下水道法による浸水対策事業の交付金対象となる御嵩地区の長岡排水路の工事に着手するための事業費として5,200万円を計上しています。

なお、奥田川、井尻川については、河川法の適用を受けないことから、元気臨時交付金などの有利な交付金等の活用を模索し、今後の浸水被害に緊急対応するための維持工事費など、720万円を計上し、雨水排水の対策を進めてまいります。

豪雨による災害では、道路や河川だけでなく、町内の農地、農業用施設も甚大な被害を受けております。その際には、農家の皆様には早期の復旧に御尽力いただきましたことにつきまして感謝申し上げます。この2年連続して発生した豪雨災害は、農地や農業用施設を守ることが災害防止の観点から重要であるという観点については再認識させられました。その代表的な例として、農業用ため池の果たしている多様な機能があります。

農業用ため池は、町内に60カ所以上存在し、御嵩町の農業生産安定のための重要な水源として利用されていますが、昨今、ため池は農業用利水の確保ばかりでなく、豪雨時の雨水を一時的に貯留する防災機能、多様な水生生物による生態系の形成、さらに地域住民の憩いの場としての存在など、多面的な機能が脚光を浴びているところであります。他方で、これらの中には築造から相当年月が経過しているものもあり、老朽化した農業用ため池が洪水時や地震時に決壊することにより、下流域に甚大な被害を及ぼす危険性があることが指摘されています。

岐阜県では、災害に強い農村整備の観点から、この御嵩町でも地域住民に対して、農業用ため池の危険度などを情報提供するハザードマップ作成や、岐阜県震災対策検証委員会の提言に基づいた農業用ため池の耐震調査に着手しているところです。

こうした状況の中、現在中地区の撫尾新ため池や、可児川防災等ため池組合が管理する比衣防災ため池などにおいて改修工事が実施されております。これらの改修工事等の負担金として、県営土地改良事業に対し1,650万円、可児川防災等ため池組合に対し1,672万2,000円を計上し

ております。今回改修予定のため、池以外にも、町内には老朽化し、未改修の農業用ため池を多数抱え、早期の改修工事が望まれる状況にあります。これらのため池改修事業実施には、事業費が多額である点や、ため池受益者の同意の必要性等の課題がございます。このため、町では農業用ため池を管理している地元水利組合等の皆様と連携しつつ、必要性、緊急性、重要度の高いものを優先し、岐阜県へ計画的な改修工事を要望することで、農業用ため池の安全確保に努めていきたいと考えています。

農家の皆様には、台風の接近等大雨が予想される場合は、災害防止の観点から、今後も農地や農業用施設の維持管理につきましては、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

亜炭廃坑対策に関して、御嵩町は毎年さまざまなルートを通じて国に対策を要望しておりますが、この問題を解決する根本的な方法である予防としての重点事業への取り組みに関しては、国の立場はかたくなであり、大きな山が動く気配はなく、町民の皆様への安全・安心を預かる立場として、まさに艱難辛苦を与えられております。

一方で、経済産業省は、平成24年補正予算の中で、旧鉱物採掘区域災害復旧事業として、東日本大震災に起因して生じた地盤沈下等の復旧を行うため、公益法人等が基金の積み立てを行う事業に対し、1億円を超える予算を計上しております。

この補正予算が示す意味は2つあります。1つは、あの震災から2年が経過しようとしている時期にも、引き続き被害が発生しているという事実。もう1つは、震災に起因する陥没を復旧する場合に、国が予算を手当てしたという事実であります。

先ほど申し上げたように、この御嵩町でも、将来、大地震が発生すると予測されています。地震に起因する陥没の復旧に対し、国が予算措置をしたという対応は、国民生活の安定・安心に資するためにある意味当然なことではありますが、この事実により一定の安堵感を感じております。しかし、東北地方と同様な空洞が地下に存在する御嵩町で、東日本大震災規模の地震が発生した場合、地震発生直後はもちろん、一定期間が経過した後も、陥没の発生が続く危険性も示しています。御嵩町の採掘規模は東北地方のそれと比較し、はるかに大きい上に密集しています。さらに、当町は採掘の影響で、南海トラフ巨大地震の地震動予測で得られた計測震度に0.20割り増しを行うエリアであることも忘れてはなりません。

こうした問題を抱えながらも、これまでは亜炭鉱廃坑への予防充填について、実質的にはほとんど手つかずの状態でしたが、昨年度に結成したプロジェクトチームの独自の研究成果として、平成24年度に新たな展開を迎えました。流動化処理工法による予防充填の実証実験の実施であります。

これは、流動化処理工法研究機構の中部支部代表である徳倉建設株式会社より、比衣地内の民有地において実施の提案があり、昨年11月26日から12月18日にかけて行われたもので、報道

関係にも広く公開され、議員の皆様にも視察いただいたところであります。

充填工事は、ただ空洞を埋めて強度が保たればよいというものではありません。施工後1年間程度の期間は、安全性の確認のため、周辺への土壌や水質にどのような影響があるのか、地下水などのモニタリングを行います。予防充填は鉱害被害の防止や地震対策として非常に有効な手段ですが、町がその実現の可能性を模索していく上で、この実験は第一歩と位置づけています。

町では、実験を通じて安全性や経済性について結果を検証し、亜炭鉱廃坑問題への取り組みについては、日本の先頭を走っていることに自負心と誇りを持ち、国や県などに新たな提案、要望ができるよう、引き続き調査・研究に取り組んでいきます。

なお、文部科学省の耐震補強事業として特別に実施した共和中学校における地下充填工事は、町の一定の負担があったものの、2月末をもちまして無事完了することができましたが、亜炭廃坑対策は、本来は「国の全責任のもとで」との考えは、変わらない基本姿勢であることを強く申し上げておきます。

しかし、御嵩町における初めての亜炭廃坑の予防対策として位置づけて実施しましたこの予防充填事業は、あえて費用を負担したという点において、亜炭廃坑対策に対する御嵩町の真剣で積極的な取り組み姿勢を町の内外にアピールすることとなりました。将来に向けて、この取り組みが新たな予防対策の事業への一つの足がかりなることを期待しております。

水道未普及地域解消事業について、現在の事業の進捗状況を申し上げます。

上之郷の無水道地域を対象とする上水道整備事業については、平成24年度より本体工事に着手し、第1工区の施工範囲として、井尻地内の送水ポンプ場及び小原地内の中継ポンプ場を兼ねる西洞配水場の築造、並びにこの間の送水管布設工事を実施しているところです。

また、工事の入札差金などにより事業費が確保できたことから、平成25年度以降の着工予定であった綱木地内の送配水管工事の一部や、第3工区の設計委託の一部などを前倒しで発注しました。引き続き25年度予算には、綱木地内における配水池及び減圧配水池の建設工事、さらに小原、西洞地内での配水管布設工事などを予定しています。

国の緊急経済対策により、平成25年度の建設事業費の補助金額が大幅に増額されていますが、今後も補助要件の緩和など国の動向を注視しながら、水道未普及地域の解消に向けて取り組んでまいります。

近年、二酸化炭素排出による地球温暖化問題や、当町でも見舞われたゲリラ豪雨などに対し、森林が持つ二酸化炭素の吸収効果や保水力等、公益的な機能の発揮が期待されている中で、当町の森林現状は管理不十分な森林が多く、荒廃が進むことで、これらの機能低下が懸念されております。さらに現在の林業を取り巻く環境は厳しく、木材価格の低迷、林業就業者の減少、

高齢化など課題が多く、林業がビジネスモデルとして成立することが困難となりつつあるのが現状であります。しかし、このまま荒廃が進む森林を放置すれば、豪雨による大きな被害が想定されるだけでなく、森林離れが加速し、ますます放置森林が増大するというスパイラルに陥ります。

この課題に取り組むため、平成23年12月、可茂森林組合を相手方に町有林の適正な管理と森林資源の有効活用を図ることを目的とした森林経営信託契約を締結しました。これは今まで切り捨てていた間伐材を有効に活用し、さらには、国・県からの補助金を活用しながら、収益を生み出すことができる森林経営を行うことで、健全な森林づくりを目指すという新たな林業ビジネスモデルとしての展開であります。

開始から1年が経過しておりますが、この1年間に計画した内容がほぼ予定どおり実施され、今年度の収支決算が黒字となる見込みであると聞いておりますので、まずはここで御報告させていただくとともに、今後のさらなる収益アップを期待しているところであります。また、この取り組みには全国で実績がトップということもあり、県内・県外から注目され、多くの森林組合等からの視察、問い合わせなどが相次いでおります。林業は国の政策転換に伴い、どこの市町村も森林を守っていくための方策に苦慮されている中で、この森林経営信託制度が森林保全のモデルケースとなれるよう、今後も努力をしていきたいと考えております。

御嵩町を東西に横断する名鉄広見線は、町の公共交通の基軸と位置づけ、名鉄の活性化こそがまちづくりにもつながる重要施策であります。

平成22年度から開始した3年間の活性化計画並びに可児市との毎年1億円の財政支援については今年度で終了し、平成25年度からの財政支援や期間を含めた枠組みについて、可児市とともに事務レベルで名鉄側と協議を重ねてまいりましたが、2月14日の活性化協議会の場で報告がありましたように、平成25年度以降の枠組みについては、運行支援期間は3年間、支援額は1億円という、今までと変わってはおりません。名鉄側との協議では、特に期間について現在の3年間よりも長期となるよう交渉いたしました。名鉄側の回答は、活性化計画に基づいてさまざまな利用促進策を実施していることには大変感謝申し上げるものの、平成22年度からの3年間において、残念ながら利用者も減少し、収入も減少している状況にあり、支援期間が3年を超えること、並びに支援額を減額するという現行からの支援内容を変更することは困難であるというものでした。

しかし、名鉄側は、次の3年間で最後に廃線をするという消極的な考えではありません。今後の3年間の期間は、活性化を行うためよい緊張感を持続させながら、前向きに取り組んでいきたいと考えています。前回の3年間は、利用者をふやすことを目標に活性化策を講じてまいりましたが、利用者は歯どめがかからず、減少が続いているという残念な結果となりました。

次回の3年間は、まずは利用者の下げどまりを目標に掲げ、より現実的に数値にあらわれる取り組みをしていきます。

名鉄を支援するという目的は、単なる公共交通の運行補助という一面で捉えるべきではありません。平成25年度から3年間、運営費補助金として支出予定である年間7,000万円は、御嵩町の財政規模からすれば、決して少ない金額ではありませんが、鉄道の持つ多様な社会的役割を理解し、決してなくてはならないという強い決意を持って活性化活動を行ってまいります。

来年度からの具体的な活性化活動の中では、さまざまな団体でワーキンググループを設置し、議論を行ってまいりますので、よりざっくばらんな意見が出るよう期待しております。また、活性化協議会の中では、利用者の立場に立ち、可児市を含めたより広域的な視点で公共交通網を形成し利便性を高め、わかりやすい形でPRしていくことが重要であるとの前向きな意見も出されております。こうした意見や観点も取り入れ、さらに多くの皆さんで「乗って残す」というキャッチフレーズを共有し、御嵩町民、可児市民が実際に乗車するという行動に移していただくことが重要であります。

こうした考えを浸透させるため、名鉄広見線を応援するラジオCMを、FMららに放送していただくための広告料30万円を計上しております。この財源としては、一般の方より名鉄広見線対策の存続を目的としたふるさとみたく応援寄附金をいただいたため、これを活用した事業であることを御報告させていただきます。

名鉄広見線は眺めているだけでは残すことはできません。そのきっかけづくりとして、御嵩町民と可児市民が、例えば御嵩駅前で開催されるエコビアガーデンなどによる交流を通じて、名鉄のレールでつながり合うような意識も創出していければと考えております。

次に、バス交通の再編についてであります。

現状のバス交通については、ふれあいバスの車両1台で町内全域を走っていることから、運行曜日が限定され、さらに運行ルートが長いことで目的地まで乗車時間が長く、また、1日の運行本数も少ないなど、利用者にとって使い勝手がいま一つでありました。

こうした点を解消し、住民にとって使いやすいバス交通体系とするために、公募の委員による御嵩町ふれあいバス等公共交通研究会を立ち上げ、10回にわたる協議を重ね、また、地区別の説明会や自治会長への説明会などを開催いたしました。さらに自治会や長寿会などの各種団体の会合等に説明に出向き、意見の聞き取りを行いました。その数は延べ47回、参加人数は約1,000名になっております。この中には、バス交通を最も使用していただく対象者と予想される高齢者の皆様も当然多く含まれております。

こうして聞き取った意見を参考にしながら素案を作成し、御嵩町地域公共交通会議にての審議の上、内容について承認をいただき、この4月1日から新たなバス交通体系をスタートさせ

る準備を整えています。

その内容は、上之郷地区と伏見地区は従来のバス運行ではなく、タクシー車両を使った予約型の運行へと変更します。御嵩、中地区は、従来のふれあいバスを使つての運行とし、E—C Oバスは廃止といたしますが、そのルートを取り込むこととするものであり、これにより乗車時間の短縮、平日の毎日運行、1時間に1本の運行が実現されます。さらにバス停についても、これまでより数を増加させ、利用者の利便性を向上させてまいります。

私はこの制度について、最初から100点の評価をいただくことは困難であり、この形が最終形ではなく、まさに走りながら考えていければと思っております。まず運用開始の4月は、予約バスを試用期間として無料といたします。この間にできるだけたくさんの方に御乗車いただきたいと思っており、その後、実際の運行で御意見をいただく中で、さまざまな問題点を発見し修正していくことでさらに利便性を高め、皆様により満足していただく交通手段として成熟していければと考えております。また、始点、終点は御嵩駅として、名鉄広見線の利用につながるような配慮も行っております。今後、議会の皆様も住民の方の御意見などをお聞きいただき、ぜひ事務方に情報提供をしていただければと思っておりますので、御協力をよろしく願ひいたします。

先ほども触れましたFMららは、昨年7月24日にコミュニティーFM放送局として開局いたしました。コミュニティーFM放送局は規模が小さいことが特徴ではありますが、地域密着、住民参加で地域の情報を発信するだけでなく、防災及び災害時の放送としても大変有効であります。

御嵩町はこうした点に着目し、可児市、美濃加茂市とともに、FMららを相手方に災害時の緊急放送についての協定を締結し、災害におけるFMららの役割を明確にしました。この協定に基づき、まず第一歩として、昨年9月2日の町防災訓練や、9月30日の台風17号の接近による台風情報、避難所開設情報などの緊急放送を実施しております。ここでFM放送の災害時の有効性について改めて認識をいたしました。

町は、コミュニティーFM放送局の存在や身近さについて、広く町民の皆様にご存知いただく必要性から、まずは日常から放送を聞いていただく誘導策の1つとして、昨年12月に予算化し、1月から町の提供番組として番組を制作、放送しております。この番組は、「よってりゃあみたけ〜情報局」という御嵩町民にとってなじみ深いタイトルを命名し、毎週火曜日の午前8時20分から8時40分の放送枠で、町内の身近なイベントについて、時にはイベント主催者や職員が番組に登場して放送しているところであります。

平成25年度も引き続き、この番組制作・放送委託を継続するため、当初予算で100万円を計上しているところです。開局時の町内回覧や、現在実施中である広報紙「ほっとみたけ」内で

のパーソナリティーの紹介を通じて、FMららがより身近な存在となれるよう広報しておりますが、災害時の情報入手ツールとしても重要であるという点について、さらに認知度を高めるよう努力していきたいと考えております。

また、この番組制作、放送委託とは別に、平成25年度の1年間に限り、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として造成した岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、緊急雇用創出事業として地域情報番組作成、放送委託を実施します。これはFMららが新規に雇用了たスタッフにより、御嵩町の情報収集や情報の掘り起こしから番組制作、放送までの一連の作業を委託するもので、当初予算で1,067万3,000円を予算計上し、展開するものです。

町の魅力や情報を、地域に密着したFMららを活用し、地域の皆様の参加をいただきながら、町内はもちろんのこと、町外にも発信していきますので、議員の皆様もぜひ放送をお聞きいただき、さらに議会からも情報発信をしていただくことで、FMららの存在価値を高めていきたいと考えております。

御嶽宿の景観整備については、平成20年度より地域住民、まちづくり団体、高校生、大学生等々多くの方々や団体の協力を得て取り組んでまいりました。

平成24年度までは、主に県補助を受けながら公共施設の修景を初め、犬矢来、あんどん、灯籠、寄せ植えなどを設置し、宿場の雰囲気醸し出す活動を行ってまいりました。さらに平成25年度からは宿場町としての景観をより高めるための新たな展開として、一般住宅や商店における建物や塀、看板などの修景工事に対する補助事業として、当初予算で1,700万円を計上しております。

この補助金は、御嶽宿エリア内において、平成24年度に策定した御嶽宿景観形成ガイドラインに沿って、改修、補修した場合の外観部分に係る工事費に補助金を交付するもので、改修の区分に応じて補助率、補助限度額を定めております。この補助金交付事業は、社会資本整備総合交付金の都市再生整備事業の計画に基づくもので、平成25年度がこの交付金事業の最終年度となります。

なお、この補助制度は、ふるさとふれあい振興基金を活用し、平成27年度までの3年間を予定しておりますが、事業実施の初年度である平成25年度は、平成26、27年度より補助率を高くすることで、事業の早期実施のインセンティブ効果を狙っております。

2月9日に御嶽宿・伏見宿は、「岐阜の宝もの認定プロジェクト」により認定されていた「明日の宝もの」から昇格し、中山道ぎふ17宿を含む中山道が、「岐阜の宝もの」として新たに認定されました。これを契機に、宿場のエリア内のより多くの建物を修景することでさらなる一体感を持たせ、御嶽宿が人を呼べる魅力的なゾーンとしてパワーアップしていきたいと考えております。事業実施に当たり建物所有者自身の大きな費用負担も発生しますが、事業の目

的や効果について御賛同いただくため、対象者の方々に粘り強く御説明していきたいと考えております。

平成24年度、御嵩発の商品を広くPRし、町の活性化のため、新たな商品を観光資源の一つとしてアピールすることを目的とした、「みたけのええもん議定制度」をスタートさせました。この制度の運用に当たり、みたけのええもん審査委員会の委員として、幅広い分野から8名を選任し、認定の基準などについて計3回の会議を開催しております。

昨年の暮れより応募の受け付けを行った結果、11点の応募申請があり、2月26日、一昨日に開催された審査委員会において、数点が「みたけのええもん」として認定すべきであると報告を受けております。この中には、東海北陸自動車道長良川サービスエリア内のレストランにおけるメニューの採用、全国産業観光推進協議会主催による産業観光まちづくり大賞特別賞の受賞、名古屋テレビ「ドデスカ！」での紹介など、県から観光面での高い評価を受けながら、平成24年度に目覚ましい飛躍を遂げた「みたけ華ずし」も含まれておりました。現在、認定に関する事務手続を行っており、申請者には近々認定証を交付させていただく予定であります。

認定された商品は、町のホームページや「よってりゃあみたけ」などの各種イベント時においてPRさせていただき、認定事業者が認定に誇りを持ち、御嵩の名物として積極的に活用させていただくことにより、来訪者へのおもてなしや観光事業の活性化に結びつけていきたいと思っております。

今回、応募のあった商品は、まちづくりに対する強い熱意が感じられるものであります。認定に届かなかった商品については、今後の認定候補として位置づけ、独自性や御嵩らしさの創出等の改善点をクリアすれば、認定に値する商品であると聞いておりますので、今後の努力を期待するものであります。

少子・高齢化の進展や経済成長の停滞、雇用環境の変化、家族のあり方の変容など、我が国の社会経済情勢は大きく変わってきました。また、人口ピラミッドに示される各世代の人数の変化により、年金や医療、介護など、社会保障にかかる給付と負担のバランスは非常に不安定な状況となり、これに対応するための制度設計がますます困難な状況となりつつあると言えます。

現在、国では、保障充実・安定化と財政健全化という目標の同時達成を目指す社会保障と税の一体改革を掲げ、社会保障制度改革国民会議を開催し、対象者の自助・自立を第1の目標とし、公助と共助のベストバランスを基本的な考え方としながら、この8月までに改革方針に向けた結論を出すよう進められています。

さて、社会保障制度の1つである介護保険制度が、「走りながら考える」を合い言葉にスタートしましてから、はや13年が経過しようとしています。この間に急速な高齢化に伴うニーズ

の増大、介護ビジネスの躍進、地域包括支援体制の拡充など、介護を取り巻く環境が大きく変化する中で、介護保険は一般に深く浸透したシステムとなってきたと言えます。

町内の65歳以上の高齢者、すなわち第1号被保険者の人口数は、制度開始の平成12年に3,675人であったものが、現在では4,817人へと1.3に増加しております。さらに、要介護認定者は297人から834人へと2.8倍になっており、介護が必要な高齢者の生活を支えるために、今や必要不可欠な制度となっております。しかし、サービスや給付内容の充実により、高齢者に安心感を与えているという光の部分が歓迎される一方で、それを支えるための支出増大による保険財政悪化が影の部分として存在しております。

当町の年間介護サービス給付費は、制度発足当時の4億1,461万3,000円から、平成23年度は11億8,502万5,000円へと増加する認定者に対応する形で2.9倍に膨れ上がっています。さらに、平成24年度に、向こう3年間の第5期介護保険事業計画において、第1号被保険者の保険料を前年同期から平均10.8%の値上げをお願いしましたが、全体の給付費実績は、対前年度比11.8%の増となりました。このように給付費実績が保険料率を上回る勢いで伸びを見せており、給付に負担が追いつかない状況となっております。御嵩町の高齢化率も実質25%を超え、1人を3人で支える時代となりました。また、団塊の世代が高齢者となる2015年問題も待ったなしでやってきます。

人が生まれ、やがて老いがやってくることは誰もが避けることのできない問題ではありますが、幸いにも日本には社会保障制度があり、介護保険が大きく支えていることで、人々に安心感を与えていると言えます。その財政面において、将来へ向けた運営が課題となっておりますが、健康で生きがいを持ち、自立、安心して暮らせる社会を目指し、自助、互助、共助、公助による持続可能な制度に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

歯と口腔の機能は、自分の歯でしっかりとかんで食べることを可能にするだけでなく、全身の健康を保持及び増進する上で重要な役割を果たしており、その健康づくりを推進していくことが、生涯を通して健やかに暮らすために必要であることが明らかとなりました。

御嵩町では、かねてから歯と口腔の健康づくりのため、乳幼児期から学齢期、成人期及び高齢期までのそれぞれのライフステージにおける取り組みとその継続性が、歯と口腔の健康づくりに重要な要素であることについて普及啓発を実施していただいております。特に町立保育園や小学校において、保護者、児童、職員などが一丸となって実施した、歯と口腔の健康づくりの長年の活動が実を結び、平成23年度に御嵩小学校が、全日本学校歯科保健優良校全国1位である文部科学大臣賞に選定されております。

しかし、学齢期から成人期、そして高齢期へと年を重ねることによる生活環境の変化などが原因で、各個人の歯と口腔の健康を保とうという意識と行動が失われていく傾向であることも

事実であります。

今定例会上程の御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例は、歯と口腔の健康づくりに対する取り組みが学齢期にとどまらず生涯にわたるよう、町民一人一人が歯と口腔の健康保持と増進に向けた対応ができる機運の醸成と、関係機関が連携や協働が図られるための体制整備などを目的とするものであります。

また、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという8020運動の推進とも関連づけ、妊娠中の母子保健から高齢期に至る歯と口腔の健康づくりなど、必要な施策及び環境整備等を総合的かつ計画的に行うことで、歯と口腔の健康づくりに向け、町一丸となって取り組んでいきます。

御嵩町はこの条例の制定により、町民の皆様一人一人はもちろんのこと、行政を初めとして歯科医療関係者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者が協働、連携し、いつまでも健康で明るく暮らせるまちづくりを目指すことを決意いたします。また、「お口の健康は元気の源。食べたらず歯磨き実践」を町全体のスローガンに掲げ、歯と口腔の健康づくりを強く推進していきます。

小学校で新入学の小学1年生が、環境が変わり小学校生活になじめず、授業中に騒いだり、動き回ったりする問題を「小1プロブレム」と呼び、かねてより課題となっておりました。それを解消するため、御嵩町は、平成22年度より小学校低学年30人未満学級をいち早く導入し、積極的にこの問題に取り組んでまいりましたが、少人数学級の導入効果が、学習指導と生活指導の両面にあらわれているという現場や保護者からの声が上がっています。

まず学習指導面では、児童一人一人に目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が可能で、学力向上に効果が見られる。授業での発言や発表で子供一人一人の活躍の機会が増加する。少人数であることで教室にゆとりのスペースが生まれ、学習環境が向上するなどがあります。また、生活指導面では、不登校や問題行動の早期対応につながっている、幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られている、子供たちが落ちついて学校生活を送ることができるなどがあります。

平成25年度についても引き続き施策を継続し、昨年同様、必要な2名分の非常勤講師の人件費として1,024万円を計上しており、小学校低学年30人未満学級の客観的評価としては、教育効果の点検とよりよい指導の実現を目的に、保護者等を対象に毎年度アンケート調査を実施しておりますので、機会を見て結果を御報告させていただきます。

少人数学級が成果を上げているとはいえ、まだまだ教育現場では課題が山積しています。全国的にも学校における暴力行為やいじめの問題、さらに学ぶ量がふえて内容も濃くなった新しい学習指導要領に改訂され、教育を取り巻く環境も大きく変化している中、子供たちが豊かな

心を持ち、たくましく生きるためには、みずから考え、主体的に判断し、表現したり行動したりすることのできる資質や能力を身につけることが大切です。

少人数学級の導入は、さまざまな教育課題の解決のための特効薬ではなく、児童にとって必要な教育効果を上げるためのベースとなる教育条件を整備するものであります。教育効果を高めるには、こうして改善された教育条件を活用して、教職員、学校及び町が一丸となって取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

最後に、今回の定例会で議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

人事案件について申し上げます。

御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任同意及び教育委員会委員の任命同意2件についてであります。

固定資産評価審査委員会委員として奥村幸美さん、教育委員会委員として平井信吉さんと高木俊朗さんを人選いたしました。いずれの方も幅広い見識や、委員の候補者として十分な経歴をお持ちになり、委員にふさわしい方であるため、同意を求める議案を上程いたしました。

なお、今まで教育長の重責を果たしてこられた丹羽教育長は、みずからの御意思により、3月末をもって御退任いただくことになりました。丹羽教育長は就任以来、教職の御経験を生かしながら、教育を取り巻く困難な状況の中、精いっぱいお務めいただき、任期中には、共和中学校の地下充填工事の実施にも御尽力されております。ここに感謝の意をあらわすとともに、長年の御労苦に対し、心からねぎらいを申し上げるものであります。ありがとうございました。

以上、平成25年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸議案の概要について御説明申し上げます。

私は選挙により選出され、御嵩町長となりました。2期目に臨む候補者は、新人候補者への期待感とは違い、1期目の評価と、それを基本とした2期目の可能性への支持が得られるか否かの選挙となります。もちろんマニフェストで判断基準も明確にしております。その結果、多くの支持をいただけたことは、私の4年間の政策を展開する上で、大きな自信と重い責任につながっております。予算の編成権と執行権という強大な権限を持つ首長として、平成25年度は2期目、2年目を終え、3年目に向かう年度となります。起承転結の文字で言うならば、「承」から「転」へ移行する年度と言えます。

首長は結果責任を問われます。事業の効果、財源の確保、歳出の削減、有利な起債などさまざまな視点から検証した上で、マニフェストに沿った政策に取り組まなければなりません。これからも覚悟を持って、御嵩町にとって何が必要かを常に考え、仕事に当たっていきたく思っております。

私は、近く現在の御嵩町を変えるかもしれない、私の夢とも言える大きな提案をしたいと考えております。これを実現するには、これまで以上のパワーと、同じ目的に向かって、何より御嵩町が一つになれることを強く期待しております。これらの点について、御理解、御協力のほど、お願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただくものであります。

今回提案いたしますのは、人事案件3件、平成25年度の一般会計及び特別会計の予算に関する議案6件、平成24年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案5件、条例関係13件、その他1件、都合28件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

なお、2年間、県から派遣され、企画調整の分野で手腕を発揮していただきました三輪参事が、この3月末をもって県へ帰られることとなりました。三輪参事は豊富な知識と経験から、町政に関し適切な助言をいただき、特に亜炭廃坑対策に関して、施策を前進させるために力を尽くしていただいております。また、仕事に対する姿勢や取り組みに対し、若手職員に大変よい刺激を与えた点が多かったと思います。ここでお礼を申し上げるとともに、県に復帰されても、ますますの御活躍をお祈りいたします。ありがとうございました。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくをお願いをいたしまして、施政方針演説を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

ただいま発表のありました市政方針に対し質問のある方は、あすの午後5時までに通告書により事務局まで提出をしていただきたいと思います。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

御嵩町消防団の要望書、上之郷地域高齢者いきがい活動等の支援に関する要望書、現金出納検査結果報告、以上の3件が議長宛てにありました。御嵩町消防団の要望書については、2月22日の総務建設産業常任委員会協議会で、上之郷地域高齢者いきがい活動等の支援に関する要望書は、2月21日の民生文教常任委員会協議会で、それぞれ取り扱いに関し協議をしていただきました。その結果、私、議長に、この件に関して特に慎重に協議・検討をするとの報告を受けていますので、ここにその写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻は35分といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第2号から議案第29号の28件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件28件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、人事案件を行います。

議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 額久美君。

副町長（額久美君）

それでは、人事案件3件を説明させていただきます。

まず初めに、議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

議案つづりの1ページ、資料つづりも1ページをお願いいたします。

固定資産の評価審査委員は、固定資産の価格に関して納税義務者から不服申し立てがあった場合、その審査に当たることになっております。委員の定数は3名であります。この委員のうち藤田正樹さんが平成25年3月31日で任期満了となります。その後任といたしまして、議案にあります奥村幸美さん、昭和23年3月11日生まれ、住所は御嵩町伏見1461番地、この方を選

任いたしましたので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、任期は平成25年4月1日から3年間であります。

資料つづり1ページの履歴書をごらんいただきたいと思います。

年齢は64歳で、株式会社日新メンテナンスにお勤めであります。現在自治会長の要職を務められ、人格、識見とも固定資産評価審査委員会委員にふさわしい方であると思いますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に、議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明をいたします。

議案つづり2ページ、資料つづりも2ページであります。

平成19年7月から御嵩町の教育行政を担ってこられました丹羽一仁さんが、平成25年3月31日をもって、御嵩町教育委員を辞職されることになりました。その後任の方を今定例会に上程し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案をごらんください。氏名は平井信吉さん。生年月日は昭和39年1月11日、住所は御嵩町中切1341番地4であります。資料つづりの履歴書にありますように、職業は株式会社平井酒造場取締役であります。

平井さんは、現在、上之郷中学校評議員として御活躍をいただくなど、教育にとっても熱心な方でありまして、特に上之郷中学校関係者からは、東海銀行にお勤めの経験もあることから、積極的かつ貴重な御意見をいただけるとの高い評価をいただいておりますので、教育委員として大変ふさわしい方であると思います。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項に、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないとあり、平井さんは、小学生を初め3人の子供さんの父親であり、当該規定に該当する方でもあります。任期につきましては、前任者の残任期間の平成25年4月1日から平成25年9月30日までの6カ月間であります。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明をいたします。

議案つづり3ページ、資料つづりも3ページであります。

教育委員会は5名の委員をもって組織しますが、平成24年10月以降、1名が欠員となっておりますので、今定例会に上程し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案をごらんください。

氏名は高木俊朗さん、生年月日は昭和29年2月16日、住所は御嵩町上恵土986番地であります。高木さんは、平成22年4月から御嵩小学校長として指導的立場で職務に専念されており、同校の通算在職年数は20年を数えております。その間、児童の歯の健康推進活動や児童図書館、読書活動教育においても大きな成果を上げられておられます。このように教育に熱心な方であり、御嵩町の教育を託すにふさわしい方であると思っております。

任期は平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間であります。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、議案第2号、3号、4号の説明とさせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の内容につきましては、先般の議員全員協議会、各常任委員会協議会におきまして説明をしております。今定例会においてもそれぞれの常任委員会に付託される予定でありますので、余り重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

平成25年度御嵩町の一般会計予算は、次に定めるところよるとした宣言文の後、第1条で歳入歳出予算の総額は63億4,400万円と定める旨規定しています。

各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページ掲載の第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債につきましては、それぞれの表で説明をさせていただきます。

第4条規定の一時借入金は、借り入れの最高額を8億円とするものであります。

第5条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づく、歳出予算の流用に関する特例を定めたものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為であります。設定件数は全部で5件、それぞれの項目ごとに期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めるものであります。

まず名鉄広見線運営費補助金は、広見線存続のため、名古屋鉄道株式会社と再度合意した運営費に対する補助を平成26、27年度、2年間の補助金限度額1億4,000万円であります。

第6期御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託は、平成27年度から3年間の

計画を平成25年度及び26年度で策定するための業務委託であり、平成26年度の限度額193万2,000円であります。

御嵩町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託は、平成27年度から5年間の計画を平成25、26年度で策定するものであり、平成26年度の限度額は189万円であります。

可茂南部2期地区の県営土地改良事業負担金は、老朽化した登立ため池、御手洗ため池及び真名田親水公園を県営事業である改修整備費に対する負担金であり、平成26年度から29年度までの4年間の限度額4,875万円の計上であります。

上之郷地域活性化事業に伴う公共用地の取得委託は、JAめぐみの旧上之郷支店の跡地、面積約3,300平方メートルを御嵩町土地開発公社が先行取得するための債務保証であります。平成25年度から平成27年度までの期間内に、用地取得費及び諸経費を含めた買い戻し金額4,330万円の設定です。

10ページをお願いいたします。第3表 地方債を説明いたします。

平成25年度は借入件数8件、借入限度額6億9,500万円であります。

まず庁舎防災対策事業1億4,730万円は、災害対策本部となる本庁舎の耐震工事、非常用発電機設置を含む大規模改修工事に充てるものであります。この地方債は、緊急防災・減災事業債というものであり、元利償還金の70%が地方交付税に算入されることを見込んでおります。

次に、道路、河川などの整備事業に係る地方債ですが、県道改良事業負担金負担事業1,350万円は、岐阜県が施行する町内の県道改良事業の負担金に、また地方道路等整備事業2,860万円は、町道千ノ井・真多羅線舗装工事などの社会資本整備総合交付金事業に、さらに公共下水道浸水対策事業2,700万円は、長岡排水路整備事業のための借り入れであります。車両購入についても地方債借り入れを予定しています。

消防ポンプ自動車購入事業680万円は、第2分団消防車、通学バス購入事業620万円は、辺地対策整備計画に基づく29人乗りバス、それぞれの更新費用に充てるものであります。

水道未普及地域解消事業6,560万円は、水道事業が行う上之郷水道未普及地域解消事業に係る建設改良費の3分の1相当額を、一般会計出資債として借り入れるものであります。

最後に、臨時財政対策債4億円は、地方財政法第5条の特例として発行が認められるものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

14ページから掲載の歳入及びそれに続く歳出明細の説明は、この後、附属書類で説明いたしますので、先に予算書112ページをお開きください。

この112ページから117ページまでが特別職及び一般職に係る給与費明細書であります。118ページ、119ページは、平成25年度以降の支出予定額を示した債務負担行為に関する調書であります。120ページは、平成23年度から平成25年度までの地方債残高の推移をあらわした調書

が載せてあります。詳細については説明を省かせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、平成25年度御嵩町歳入歳出予算附属書類の説明をさせていただきます。オレンジ色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

平成25年度会計別予算総括表であります。御嵩町全体の予算額は118億1,120万円となり、前年度比1.1%、1億3,420万円の増額となっております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、増減額の主なものを中心に説明いたします。

町税は、町民税の個人分及び固定資産税の減額が影響し、7,986万5,000円の減額であります。

地方交付税については、平成25年度地方財政計画によれば2.2%の減額となっておりますが、町税収入減額の影響を考慮し3,700万円の増額を見込みます。なお、普通交付税に関し、平成24年度確定額と対比いたしますと5.8%の減額であります。

国庫支出金は、前年度予算が9・20災害による公共災害復旧費負担金を計上していました。このため1,697万9,000円の減額となります。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、緊急雇用創出事業補助金などを要因とし7,954万7,000円の増額です。

繰入金9,533万1,000円の減額は、水道未普及地域対策基金からの繰入金が大幅に減少したこと。また平成24年度において、繰り上げ償還に伴う減債基金からの繰り入れを見込んでいたことによるものです。

町債が1億5,740万円増額しているのは、新たに庁舎防災対策事業債を見込んでいることが大きな要因であります。

次は歳出予算の説明ですので、3ページをお願いいたします。

総務費は2億2,583万8,000円の増額です。これは庁舎耐震工事、大規模改修工事費1億7,800万円を計上していることが大きな要因であります。ここで、この事業について説明をさせていただきます。

平成24年度予算で本庁舎の耐震診断を実施しており、きょう今現在、診断を受注した設計業者から、その診断の結果の報告を担当者が受けております。その診断結果でございますが、本庁舎につきましては、補強工事が必要ということの結果を受けております。さらに、この後説明します平成24年度一般会計補正予算（第10号）には、実施設計委託料を計上し、平成25年度に繰り越すこととしています。この実施設計完了後、本当初予算計上の工事発注となり、このため、工事完了予定が翌平成26年度にずれ込む可能性があります。この場合、事業内容、繰越金額などがほぼ確定した段階で、平成25年度補正予算として繰越明許費の計上を想定しており

ます。事業の遂行については、進捗管理も含めて慎重に進めていきますので、この点、よろしく御理解をお願いいたします。

総務費では、ほかにも空き家等調査業務委託料、旧名鉄八百津線の跡地を伏見ふれあい遊歩道としての整備費などを計上しています。

民生費は、前年度より1億218万6,000円増額しています。これは社会保障政策としての国保会計、介護保険会計及び後期高齢者医療会計への繰出金、さらに障害者給付助成費が大幅にふえたことが大きな要因であります。このほかにも民生費では、伏見児童館改築に向けた設計委託料も計上しております。

衛生費は1,078万円減額であります。これは可茂衛生施設利用組合負担金減によるものでありますが、新規事業として災害時医療救急セット購入費、75歳以上の方を対象とした肺炎球菌ワクチンの予防接種助成金なども計上しております。

農林水産業費は2,424万8,000円の増額です。丸山頭首工補修工事を計上していること。また、可児川防災等ため池組合及び県営土地改良事業への負担金増などによるものです。

土木費は、下水道会計への繰出金が大幅に減額したことが大きな要因であり、款全体で1,487万7,000円減額しています。しかし、社会資本整備総合交付金を活用した町道千ノ井・真多羅線舗装工事など、道路維持における工事請負費を増額していること、また公共下水道浸水対策として、長岡排水改良工事費を計上するなど、引き続き道路・河川の社会インフラを整備していきます。

消防費は、第2分団消防自動車購入、消防無線デジタル化に伴う可茂消防事務組合分担金増により2,793万2,000円の増額となりました。これらのハード面に限らず、地域防災計画修正委託料、防災リーダー育成業務委託料を引き続き計上しており、ソフト面からも防災対策を進めていきます。

教育費は、平成24年度予算で御嵩公民館トイレ改修工事及び中公民館駐車場拡張工事、給食センターのボイラー更新及び給湯設備工事費を計上していたため、2,211万4,000円の減額であります。

災害復旧費は、平成23年豪雨災害復旧事業完了に伴い1億2,368万2,000円の大幅な減額となりました。

公債費は元金が若干ふえていますが、利子の支払いが減ることにより、全体で1,105万5,000円の減額です。

諸支出金は、水道未普及地域解消事業出資金減による1億2,965万円の減額であります。

4ページは、歳出予算の科目別性質別の内訳表を記載しております。さらに5ページでございますが、この表は歳出予算の財源内訳表、6ページから9ページまでは、一般会計のPersonnel費

等の明細表であり、備考欄には報酬賃金の内容が載せてあります。さらに10ページは、当初予算規模の推移表であります。

次に11ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表です。表の下から4段目の実質公債費比率は、平成25年度末で11.7%を見込んでいます。下から2段目の起債年度末残高はふえるものの、地方債を借り入れる際に、交付税算入率を考慮して借り入れをしていることが、実質公債費比率を押し下げる要因となっております。

次に、緑色の表紙の資料は事業別予算説明書であります。一般会計の支出予算科目ごとに、財源内訳、主な内容を掲載しております。黄色表紙のものは主要施策の概要であり、各課、係別ごとに事業の概要を載せてあります。

以上、3件の附属書類に関する大まかな説明を終えますが、いずれの書類も予算書の内容を補充する資料でありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、平成25年度一般会計予算を説明いたしました。内容精査の上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第6号、第7号、第8号について御説明いたします。なお、3件とも概略部分の主な項目を説明しますので、よろしくお願いたします。

初めに、議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算から御説明いたします。

最初に、国保の加入状況ですが、この1月末現在の加入世帯数が2,853世帯、被保険者数は5,115人となっております。

それでは、平成25年度予算書の121ページをお願いたします。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,200万円と定めるものです。前年度当初予算に比べ1億6,400万円、約8.2%の増となります。この主な原因としましては、歳出においては、昨年の今算定以降に保険税を値上げさせていただいたことや、赤字補填のための一般会計からの特別支援繰入金を見込み、歳出においては、保険給付費、医療費の増加分を当初から計上しましたことなどによるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の総括で御説明いたしますので、127ページをお願いたします。

歳入からですが、初めに国民健康保険税につきましては、合計で5億7,493万8,000円、税率改正により、昨年度に比べて6,547万8,000円、12.9%の増で、歳入全体の26.7%を占めています。市町村国保の抱える構造的な問題もございますが、被保険者の皆様に保険制度の周知と御理解をいただきながら、税制の確保に努めてまいります。

3番目の国庫支出金につきましては、各種の負担金と財政調整交付金を合わせて4億2,329万1,000円で全体の19.7%を占めていますが、このうち3億5,392万6,000円は、定率32%の国庫負担である療養給付費等負担金です。財政調整交付金などと合わせて、対前年度比2,901万4,000円の増であります。

4番目の療養給付費交付金は1億6,632万6,000円で全体の7.7%。これは退職者医療に対するもので、60歳から64歳までの該当者の増加により1,343万5,000円の増となっております。

次の5番目、前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方の医療費に対する負担調整のための支払い基金からの交付金で、現年度分と過年度分の精算分等を合わせまして5億2,341万4,000円で全体の24.3%を占めております。

また、県支出金につきましては、保険財政健全化特別対策費補助金や財政調整交付金などで1億854万2,000円で、前年度より331万5,000円の減です。

7番目の共同事業交付金は、岐阜県下の市町村国保間の財政安定運営のための保険制度です。最近の医療費動向を踏まえ、高額医療費、保険財政共同安定化事業を合わせまして1億9,554万7,000円を見込み、全体の9.1%となっております。

9番目の繰入金につきましては、保険基盤安定制度などによる一般会計からの法定繰入金と、国財政の赤字を補填するための法定外であります特別支援繰入金を含め1億4,785万3,000円、前年度より6,007万2,000円の増となっております。また、繰入金につきましては、現状の国保財政運営を考慮いたしまして1,052万3,000円を計上いたします。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、次の128ページをごらんください。

2番目の保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など、過去の実績と今後の動向を見込み、合計で15億882万7,000円と、前年度当初と比べて1億4,532万2,000円の増となりました。なお、この科目だけで歳出予算全体の70.1%を占めています。

3番目の後期高齢者支援金は、後期高齢医療費の40%を国保や被用者保険が負担するもので2億5,742万2,000円、対前年度877万3,000円の増で、全体の12%を占めています。

また、介護保険制度の財源29%を賄う40歳から64歳までの2号被保険者からの介護納付金は6番目でございますが、1億2,389万3,000円と前年度より3,336万1,000円の増額となっております。

7番目の共同事業への拠出金は1億9,558万7,000円と、1,819万6,000円の減であります。さらに8番目の保険事業費につきましては、ジェネリック医薬品の普及促進や第2期目を迎える特定健診等実施計画の推進事業費など2,017万2,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、各種償還金と合わせて、平成22年度の財政運営において、一般会計から借り入れました借入金の一部返済2,500万円と利息分などを計上しております。

以上で主な説明を終えますが、予算書の129ページから143ページまでが明細書となっております。附属書類につきましては、主要施策の概要つづり32ページが関係分となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の145ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,300万円と定めるものです。詳細については、事項別明細書149ページをお願いいたします。合計予算額では、前年度に比べプラス3.6%、600万円の増額となっています。

それでは、まず歳入ですが、1番目の保険料は1億2,312万1,000円で全体の71.2%を占め、前年度より404万8,000円の増額となっています。後期高齢者医療の保険料率は、岐阜県の広域連合により2年ごとに見直しをされておりますが、来年度もことしに引き続きまして、均等割額が4,670円、所得割率が7.83%となっております。御嵩町の75歳以上の被保険者数でございますが、この1月末現在で2,492人と、昨年比べて36人増加している現状でございます。

3番目の後期高齢者医療広域連合支出金につきましては173万3,000円で、特定健診の委託料を見込んでいます。

4番目の繰入金につきましては4,582万7,000円で、対前年度211万円の増額です。事務費や特定健診費用及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分に係る町一般会計からの繰入金でございます。

繰越金は222万4,000円を計上しました。

続きまして、歳出について説明いたします。次の150ページをお願いいたします。

初めの総務費は、事務費と徴収費で合計225万7,000円です。

2番目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億6,635万4,000円で、全体予算の96.2%を占めており、対前年度659万5,000円の増となります。これは広域連合へ納める保険料や事務費などの負担金でございます。

3番目の保健事業費は、特定健診ぎふ・すこやか健診に係る事業費で207万円、次の諸支出

金50万1,000円は、過年度保険料などの還付金を予定しております。また、予備費は181万8,000円でございます。なお、詳細につきましては、その下の151ページから155ページに、主要施策の概要につきましては、33ページに関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の157ページをお願いいたします。

平成25年度御嵩町の介護保険特別会計予算は、第1条で、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ13億5,700万円と、また第2項で、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ520万円と定めるものです。158ページにございますが、合計では13億6,220万円と前年度当初予算に比べプラス7%、8,920万円の増額となっております。

御嵩町の介護保険を取り巻く状況ですが、65歳以上高齢者第1号被保険者数は、1月末現在で4,817人と昨年より123人の増加、また要介護認定者数は、要支援1から要介護5までの合計で834人、昨年より66人もふえています。これにあわせて介護サービスの受給件数も大幅に伸び、冒頭の町長の挨拶にもございましたように、今後もふえ続けることが予測されます給付費の増加が懸念されるところでございます。

それでは、165ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

まず初めに保険料は、特別徴収及び普通徴収を合わせて2億7,916万6,000円を見込んでおり、全体の20.6%です。平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画により、保険料の改定を行い、現在は標準月額4,800円をお願いしております。前年度より2,200万8,000円の増額でございます。

3番目、国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る補助金と合わせて3億691万8,000円、前年度比2,138万5,000円の増額となっております。

4番目の支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として、給付費の29%ですが3億7,716万7,000円と、こちらも2,103万8,000円の増額となっております。

5番目、県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%などで、補助金と合計で1億9,607万7,000円、前年度より1,615万円の増額となっております。

6番目の繰入金は、一般会計からの介護給付費12.5%の繰入金や事務費繰入金などで1億9,403万5,000円で、1,277万7,000円の増額です。また、繰越金につきましては250万9,000円、前年度と比べて426万5,000円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、166ページをお願いいたします。

初めの総務費は、事務費や賦課徴収費、介護認定費など合計で2,055万7,000円、136万3,000円の増額となっております。

次の保険給付費は、訪問通所、短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で12億9,092万2,000円の予算となっております。前年度と比べてプラス9.6%、1億1,347万1,000円の増額を見込みました。この科目だけで歳出予算全体の95.1%を占めております。

3番目の基金積立金につきましては、厳しい財政状況を踏まえまして、2万円と前年度より大幅な減となっております。

また、諸支出金は、例年発生いたします前年度の介護保険事業精算に伴う償還金ですが、126万8,000円、当分の対応分のみに減額いたしました。

次に、5番目の地域支援事業費は、筋力トレーニングや体操教室などの介護予防事業経費と、配食サービスや寝たきり高齢者の介護者手当など、高齢者生活支援のための包括支援的事業費の経費として4,231万円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたしますので、185ページをお願いいたします。

ここからは、要支援1、2の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定です。

初めに歳入ですが、要支援認定者のサービスプランの作成による介護報酬のサービス収入としまして512万4,000円、前年度より若干の増額を見込みました。

186ページをお願いいたします。

歳出の事業費235万7,000円は、介護予防プラン作成のための居宅支援事業費です。

諸支出金273万8,000円は、保険事業勘定への繰出金でございます。サービス勘定全体で520万、前年度に比べて20万円の増額となっております。

なお、別冊主要施策の概要、33ページから35ページが介護保険特別会計の関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で3件の当初予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第9号、議案第10号について御説明をいたします。2件とも主な項目を説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算についてから説明をいたします。予算書の189ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,900万円とする旨規定しております。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債は、それぞれ第2表、第3表で説明させていただきます。

第4条の一時借入金は、最高額を2億円とするものであります。

第5条は、歳出予算の流用を定めるものでございます。

193ページの第2表 債務負担行為をお願いいたします。

債務負担行為として、平成25年度と平成26年度の2カ年をかけ、下水道等の事業実施状況を確認し、下水道施設の効率的な普及促進、維持管理並びに更新、改築等に関して、各種関連上位計画等を踏まえ、今後10年の指針と経営健全化に向けた中期構想を示す御嵩町下水道事業中期ビジョンを策定するため、平成26年度に160万円の限度額を設定するものでございます。

次のページ、第3表 地方債をお願いします。

起債の目的別といたしまして、公共下水道建設事業に充当する借入限度額を1億2,710万円に、また流域下水道事業負担金の限度額を2,220万円とさせていただき、総額として1億4,930万円としております。この起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

続いて195ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表にて説明させていただきます。初めに歳入でございます。前年度比較が大きいものを説明させていただきます。

款01分担金及び負担金の2,233万8,000円は、24年度に整備した区域からの受益者負担金及び水道事業会計からの人件費負担金でございます。整備区域の増加及び人件費負担金の純増によりまして、前年度比で919万円の増額でございます。

02使用料及び手数料は、主に下水道使用料で1億8,916万4,000円です。接続世帯の増により、前年度比で343万6,000円の増額です。

03国庫支出金は8,425万円です。公共下水道整備事業の増によりまして、前年度比3,815万円の増額です。

06繰入金は、一般会計繰入金及び下水道基金繰入金で4億5,482万8,000円です。下水道事業債の繰り上げ償還分がなくなったことから、前年度比で3,888万4,000円の減額です。

09町債は、先ほど御説明させていただきましたとおり1億4,930万円です。公共下水道建設事業の増によりまして、前年度比4,930万円の増額でございます。

以上の歳入合計といたしまして9億1,900万円、前年度比5,600万円の増額となっております。次のページの歳出をお願いいたします。

款01下水道事業費の4億5,899万5,000円は、下水道維持管理費として流域下水道への維持管理負担金や監視・管理委託料などです。

また、下水道建設費では、設計委託料、工事請負費、流域下水道建設負担金などとなっております。下水道整備事業不明水対策事業の増により、前年度比では7,783万円の増額です。

款03公債費の4億5,492万8,000円は、下水道事業債の繰り上げ償還分がなくなりましたので、2,438万9,000円の減額です。

以上の歳出合計は9億1,900万円、前年度比5,600万円の増額となっております。

以下、197ページからは歳入歳出の明細となっております。また、附属書類として主要施策の概要の36ページには事業概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続いて、議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算についてを御説明させていただきます。予算書の211ページをお願いいたします。

第1条につきましては、当会計予算を定める総則でございます。

第2条は、業務の予定量を給水件数6,300件、年間総給水量210万立方メートル、1日平均給水量5,753立方メートルと予定し、主な建設改良事業といたしまして、上之郷地区の水道未普及地域解消事業、送配水管及び施設改良事業、共和台地区等の下水道関連移設事業を予定するものでございます。

次のページをお願いします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款水道事業収益として4億7,700万円を計上いたしました。主な収入は、第1項の営業収益の4億6,664万円です。水道使用料金の給水収益のほか、未普及地域の給水工事の受託収益を見込んでおります。

また、第2項の営業外収益の1,034万円は、下水道会計からの課長分の人件費負担金と消費税還付金を計上しております。

次に、支出に移ります。

第1款水道事業費用として、水道事業収益と同額の4億7,700万円を計上しております。主

な支出といたしましては、第1項の営業費用を4億5,924万円です。この主な支出につきましては、県水の受水費、施設の修繕費、施設監視や料金収納事務の委託料、減価償却費などとしております。

また、第2項の営業外費用の927万1,000円は、企業債の利息等の支出を予定するものでございます。

次のページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款資本的収入といたしまして2億1,700万円を計上しております。主な収入といたしましては、第1項の出資金1億160万円は、一般会計より出資を受けるもので、第3項の国庫支出金7,872万円とあわせ、上之郷地区の水道未普及地域解消事業の第1の2工区の送配水施設建設工事及び第3工区の詳細設計等を予定するものでございます。

第2項の負担金3,668万円は、給水申込金、下水道関連工事負担金等を予定するものでございます。

次に、第1款資本的支出といたしまして3億8,400万円を計上いたしております。この主な事業は、第1項の建設改良費の3億6,569万6,000円、主な支出につきましては、上之郷の水道未普及地域解消事業に1億9,820万円、送配水管及び施設改良工事に5,000万円、共和台地区等の下水道関連移設工事に4,950万円を予定するものでございます。また、第2項の償還金1,830万4,000円は、企業債の元金償還を予定するものでございます。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足いたします1億6,700万円は、過年度損益勘定留保資金5,227万円及び当年度損益勘定留保資金9,920万円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,553万円を補填するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円とするものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

次のページにつきましては、実施計画書、資金計画書などの関係書類となっております。また附属書類として、主要施策の概要の37、38ページには事業概要を掲載しておりますので、後ほど、あわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算についてを説明させていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

次に、補正予算に入ります。

議案第11号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。補正予算書つづりのピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

議案第11号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、年度末の補正であり、一部増額もありますが、事業費の確定、今後の支出見込みの精査などによる減額補正が主なものであります。既に各委員会協議会において、それぞれ担当課から詳しく説明しておりますので、私からは国の補正予算に伴い、平成25年度に予定していた事業を前倒しで行うため計上したものを中心に説明をさせていただきます。

第1条で2,950万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億8,985万6,000円とする旨規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

第2条は繰越明許費を、第3条は地方債をそれぞれ規定するものです。

それでは、繰越明許費は、第2表 繰越明許費で説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

まず、総務費における本庁舎耐震計画及び大規模改修等実施設計業務委託に係る2,850万9,000円の繰り越しですが、国の補正予算に伴い前倒しで今回の補正予算に計上をし、翌平成25年度に繰り越すものであります。

次に、都市再生整備計画事後評価業務委託262万円、御嶽宿ポケットパーク整備工事880万円も、国の補正予算に伴い前倒しで計上をし繰り越すものであります。

衛生費のレッドデータブック印刷製本79万8,000円は、一部の調査業務を春先に行うため、印刷製本費の繰り越しであります。

諸支出金の上水道事業会計出資事業1億8,658万2,000円の繰り越しは、水道未普及事業の一部が完了していないため、一般会計からの出資金を繰り越すものであります。

第3条規定の地方債補正の説明は、第3表 地方債補正で説明しますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

今回の地方債補正は、追加で4件、変更で3件ございます。まず追加4件、総額2,790万円

の地方債は、いずれも国の補正予算に対応して事業を前倒しで行うことになり、その財源としての借り入れであります。

庁舎防災対策事業は、庁舎耐震実施設計などに充当するための600万円の借り入れであり、御嶽宿ポケットパーク整備事業は、その整備工事のための借り入れ680万円、さらに県営ため池等整備事業負担金負担事業320万円、可児川防災等ため池組合負担金負担事業1,190万円は、それぞれ岐阜県可児川防災が行う建設事業負担金に充てるものです。

次に、変更3件、総額2,150万円減額の説明であります。

県道改良事業負担金負担事業及び中公民館駐車場拡張事業に係る地方債は、予算の執行状況を勘案し、借り入れを行わないこととします。

過年補助災害復旧事業は、事業費精査により借入限度額を310万円減額し、2,370万円とするものです。

歳入明細説明のため、13ページをお開きください。

款14国庫支出金、項02国庫補助金、目03土木費国庫補助金について、耐震診断補助金47万2,000円の増額は、現在進めております本庁舎の耐震調査委託料に充当するものであります。

耐震化計画策定補助金378万円の新規計上は、国の補正予算による前倒しで予算計上してまいります本庁舎耐震計画及び大規模改修等実施設計業務のうち、耐震化計画に対する補助であります。

目06総務費国庫補助金、節01総務費補助金260万円も、前倒しで行う都市再生整備計画事業評価業務及び御嶽宿ポケットパーク整備工事に充てるものであります。

節02地域の元気臨時交付金1,100万円の新規計上は、国の補正予算に伴い、創設された交付金であります。この交付金の趣旨は、国の経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、その円滑な実施を図るため、追加公共事業の地方負担額をベースとして算定され、地方に配分交付されるものであります。

15ページをお願いします。

款15県支出金、目01総務費県補助金、節01総務費補助金は、市町村振興補助金の確定額230万円の計上であります。内訳は、大庭台集会場整備補助事業に100万円、亜炭鉱廃坑図デジタル化事業に20万円、コミュニティーバス路線再編事業に110万円であります。

18ページ記載の款21町債、これにつきましては、先ほど第3表 地方債補正で説明を行いました。合計で640万円の増額であります。

次に、歳出について説明しますので、20ページをお願いいたします。

款02総務費、目04財産管理費、節13委託料の設計委託料は、本庁舎耐震計画及び大規模改修等実施設計委託料2,850万9,000円であり、また、目11まちづくり推進費、節13委託料のうち、

次の21ページ掲載の都市再生整備計画事後評価業務委託料262万円、節15工事請負費、御嶽宿ポケットパーク整備880万円、以上3件の補正は、第2表 繰越明許費で説明しましたとおり、今回の補正で計上をし、翌平成25年度へ繰り越すものであります。

目13財政調整基金費は、利子も合わせて積立金を1億698万7,000円増額するものです。

29ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目04農地費、節19の負担金ですが、可児川防災等ため池組合負担金を1,032万7,000円、県営ため池等整備事業負担金を230万円、それぞれ増額します。これも国の補正予算による前倒し分の追加計上であります。

34ページをお願いいたします。

款10教育費、項03中学校費、節19の負担金150万円の増額は、共和中学校地下充填事業の補助事業費増に伴う特別分担金であります。

38ページをお願いいたします。

款12公債費の元金60万円の増額は、繰り上げ償還に伴うものであります。

39ページから41ページまでの給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第12号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第13号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第14号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第12号、第13号、第14号について御説明いたします。

初めに、議案第12号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。議案書の補正予算書関係の中の薄紫色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,556万8,000円を減額して、総額をそれぞれ21億2,224万円とするものです。今回の3次補正の主なものとしまして、歳入では、国や県交付金と繰入金の変更申請及び確定などに伴うものです。また歳出では、保険給付費の年内支払い見込みに伴う補正と、共同事業や保険事業の支払い見込み額の精査に伴う補正です。

それでは、5ページをお願いいたします。主な項目についてのみ御説明いたします。

歳入からですが、国庫支出金、国庫負担金1,316万4,000円の減額につきましては、32%の税率、国庫負担金、療養給付費等負担金の交付見込み額精査と、高額医療費共同事業拠出金に係る国の4分の1補助の確定分です。

2段目の県補助金、財政健全化特別対策費補助金85万4,000円の増額は、福祉医療費助成に係る波及分の確定によるものです。

6ページに参りまして、共同事業交付金3,946万6,000円の減額は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業交付金が確定しましたことによる減額でございます。

そして繰入金、一般会計からの繰入金は、保険税軽減相当分を繰り入れる保険基盤安定繰入金と保険税負担の平準化を図る財政安定化支援繰入金を合わせて1,326万8,000円の減額です。

続きまして7ページ、歳出を御説明いたします。

1、2段目ですが、01総務費は、一般管理費、賦課徴収費などを合わせて1万5,000円の増額です。また、下段の保険給付費につきましては、療養諸費としまして年間の診療報酬負担金の見込みにより、一般と退職被保険者の療養給付費及び療養費を全体で3,000万円減額をします。

8ページに参りまして、中段の共同事業拠出金、合計で2,893万8,000円の減額は、高額医療費と保険財政共同安定化事業の拠出金が、それぞれ確定しましたことによるものです。

さらに下から9ページにかけての保健事業費637万8,000円の減額は、第2期特定健診等実施計画の策定委託料の契約差額や、今年度の特定健診事業がほぼ終了し、臨時職員の賃金や郵便料等の事務費、データ処理委託料負担金などが確定見込みになったことによるものです。

最後に、予備費は収支見込みによる調整であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第13号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書、黄色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

第1条ですが、今回の補正は総額に20万9,000円を追加し、それぞれ1億7,013万5,000円とするものです。

それでは、事項別明細書の中の4ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

初めに、広域連合支出金の11万円の増額につきましては、保健事業費の健康診査委託料が確定したことによるものです。また、雑収入は、過年度の、これも健康診査に係る保健事業費負担金の還付が発生しましたことによる精算金など9万9,000円の増額です。

続きまして歳出について、5ページをお願いいたします。

初めに、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金や保険基盤安定負担金、そして保

健事業費負担金が確定しましたことによる103万2,000円の増額です。

次の保健事業費、健康診査費は、後期高齢者医療で行いますぎふ・すこやか健診の今年度事業が終了しましたことに伴います29万6,000円の減額です。

そして、最後に予備費は、収支調整のため52万7,000円を減額いたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を終わります。

続きまして、議案第14号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。予算書の中のオレンジ色の表紙裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億548万8,000円を追加し、予算総額をそれぞれ14億6,138万3,000円とするものです。また、第2項で介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ28万8,000円を減額し、予算総額をそれぞれ467万6,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、各種の負担金、交付金、事業費が確定見込みになったほか、歳出における最近での介護サービス給付費の大幅な伸びに対応するため、歳入での繰入金や県の貸付基金を追加で増額するものでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。まず歳入から説明いたします。

上段と中段の国庫支出金、また下段の支払基金交付金、次の9ページに参りまして、県支出金がございますが、全て介護給付費分、地域支援事業の介護予防及び包括的支援事業分に係るそれぞれの負担割合での現年度の交付決定、事業見込みによる増額でございます。

9ページの下、繰入金につきましても、同様に一般会計からのそれぞれの繰入金としまして、合計で999万3,000円の増額補正です。

また、10ページ中段の介護給付費準備基金繰入金は、56万2,000円を増額して、基金の全額を取り崩して介護サービス給付費の歳出に充てる補正でございます。さらに、なお不足が見込まれます財源補填のため、下段の町債ですが、県の財政安定化基金貸付金としまして2,000万円の借り入れを行うものです。

11ページをお願いいたします。

続きまして歳出ですが、1から3段目の総務費は、事務経費や認定調査に係る電算システムのソフト改修費など、合計で29万4,000円の増額です。

次の保険給付費は、下段から12ページにかけて各介護サービス事業の今年度の追加支出の大幅な伸びを見込みまして、合計で1億1,856万4,000円の増額、また中ほどの審査手数料や高額介護サービス費も同じく増額をお願いするものでございます。

また、諸支出金は、次の13ページにかけてですが、過誤納保険料の還付や国などへの償還金が確定したことによる1,141万5,000円の減額です。

続いて地域支援事業費ですが、介護予防事業費は筋力トレーニングや体操教室など、各種の介護予防事業の精査、生活機能評価負担金の見込み額確定による136万6,000円の減額です。

また、14ページにかけてございます包括的支援事業費では、配食サービスや寝たきり高齢者等介護者手当など、各種事業の見込み額が確定しましたことにより、合計で252万円の減額を計上させていただきました。

そして、最後の予備費83万1,000円は、収支の調整であります。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

歳入ですが、サービス収入28万8,000円の減額につきましては、年間のサービス計画作成委託件数の見込みによるものです。

歳出に参りまして、事業費の居宅介護支援事業費は、介護予防プラン作成件数の減少などによる委託料など、合計で9万8,000円の減額です。

最後に、諸支出費、保険事業勘定への繰出金は19万円の減額でございます。

以上で3件の補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（谷口鈴男君）

暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻を午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

午前に引き続き議案の上程及び提案理由の説明を行います。

議案第15号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第15号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算の黄緑色の表紙の1ページをお願いします。

平成24年度下水道特別会計補正予算（第3号）は、第1条で7,530万円を追加し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ9億9,300万円とする旨規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

第2条の繰越明許費につきましては、第2表 繰越明許費で、第3条規定の地方債につきましては、第3表 地方債補正で説明をいたします。

4ページをお願いします。

繰越明許費におきましては、事業名、上之郷污水幹線ほか下水道整備事業として1億1,350万円の繰り越しを行うものでございます。4つの事業がございまして、1つとしては、唐沢川左岸下水道整備工事が河川工事との調整により、2つ目として、御嵩地区面整備に伴う水道移転補償費が下水道工事との調整により、3つ、4つ目が、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策事業として上之郷污水幹線（第6工区）工事及び伏見地区面整備、第19工区工事を追加し、前倒し発注することを実施するため、年度内に完成が見込めないため繰り越しを行うものでございます。

次のページをお願いします。地方債の補正でございます。

今回の地方債の補正につきましては、借入限度額の増額であります。公共下水道建設事業に充当する地方債の借入限度額9,920万円について、3,730万円を増額し、1億3,650万円とするものでございます。内訳といたしましては、既契約分が1,300万円の減額、緊急経済対策事業分が5,030万円の増額です。起債の方法、利率及び償還の方法については変更はございません。

7ページをお願いします。歳入から御説明いたします。

款01分担金及び負担金の目01下水道事業受益者負担金は、受益者負担金猶予解除区域が見込みよりふえないことなどに伴い201万4,000円の減額です。

款02使用料及び手数料の目01下水道使用料も、見込みにより245万8,000円の減額です。

その下、目01下水道手数料は、実績により7万4,000円の減額です。

次のページ、款03国庫支出金の目01社会資本整備総合交付金は、緊急経済対策事業分として4,225万円の増額です。

款07諸収入の目01延滞金は、実績により14万8,000円の増額です。

款08町債の目01下水道事業債は、先ほど申し上げたとおり3,730万円の増額です。

次に9ページをお願いします。ここからが歳出でございます。

初めに、款01下水道事業費の目01下水道維持管理費では、節03職員手当等につきまして、緊急経済対策事業の追加に伴い事務量が増加すること等から、時間外手当を14万円の増額。節19負担金補助及び交付金は、見込みにより流域維持管理負担金が637万9,000円の減額です。

下段、目01下水道建設費の節03職員手当等も、下水道維持管理と同様で37万円の増額。節11

※ 後刻訂正発言あり

需用費の60万円の減額、節12役務費の15万円の減額は見込みにより、節13委託料は、入札差金により1,070万円の減額です。節15工事請負費は、既契約の見込みが1,750万円の減額、緊急経済対策事業分が9,750万円の増額で、差し引き8,000万円の増額でございます。

なお、この緊急経済対策事業につきましては、国の補助決定が遅延していたため、事業費を確定することができなかったことにより、平成25年度予算にも同額の9,750万円を計上させていただきますので、御了承をお願いします。

次の節22補償、補填及び賠償金の水道移転補償費が、見込みにより800万円の減額です。

款02基金積立金では、下水道基金積立金2,000万円の増額です。

款04予備費では、61万9,000円の増額です。

以上で、議案第15号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

申しわけございません。先ほどの下水道補正予算の7ページでございますが、一番下の欄、款02使用料及び手数料でございますが、01下水道手数料につきまして、私、7万4,000円の減額と申し上げましたが、7万4,000円の増額でございます。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

これより条例関係に入ります。

議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりの8ページと資料つづりの4ページをごらんください。資料つづりにより説明させていただきます。

今回の条例改正は、平成24年度人事院勧告により、55歳を超える職員の勤務成績による昇給について改正をするものでございます。改正内容は、55歳を超える職員の昇給は、勤務成績が極めて良好または特に良好である職員に限り昇給をさせるというものでございます。

具体的には、55歳を超える職員は、現行2号給昇給の勤務成績が良好である職員は昇給しないこととなり、現行3号給昇給の特に良好の職員の場合は1号給昇給に、現行4号給以上昇給の極めて良好の職員の場合は2号給以上昇給に、それぞれ昇給幅を抑制するものであります。なお、昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて町の規則で定める基準に従い決定するもの

と規則に委ねておりますので、昇給号給数を条例本文には明記せず、御嵩町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則により明記することとなります。よって、御嵩町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正も同時に行います。改正内容は4ページの真ん中下、表の部分でございます。

別表第7の2、昇給号給数表を現行の部分から改正の部分に記載の号給数に改正するものでございます。また、平成24年12月10日付官報（号外第267号）にて公布されました人事院規則に関連いたしまして、御嵩町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第23条第1項の昇格時号給対応表（別表第7）でございますが、こちらも改正いたしますので、よろしくお願いをいたします。

資料つづりを1枚めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

こちらは新旧対照表となります。右側が現行のもの、左側が改正案でございます。下線の一部が改正する箇所となりますので、よろしくお願いをいたします。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第29号 御嵩町上之郷辺地に係る総合整備計画（第2次変更）を定めることについて、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案3件続けて説明させていただきます。まず議案つづりの9ページをお願いします。

議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について説明いたします。条例制定に至る経緯を説明いたします。

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、政府は、平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定。この計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ及び急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、平成24年法律第31号として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に交付されました。この特別措置法第34条に

基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときは、直ちに市町村対策本部の設置をしなければなりません。このための条例制定であります。

条例第1条は、特別措置法第26条の規定に基づき、対策本部に関し、必要な事項を定めるといった目的規定であります。

第2条は、特別措置法第35条に基づく組織に関する規定であります。第1項に規定する対策本部の本部長は、町長をもって充てます。第2項の副本部長は、副町長であります。第3項規定に本部員は、副町長、教育長、消防団長、町長任命の職員で構成します。第4項及び第5項規定の必要な職員であります。危機管理対策としての職員、予防接種実施など、衛生対策の職員などが想定されます。具体的な人員は、条例制定後策定する特別措置法に基づく市町村行動計画の中で明らかにしていくこととします。

第3条第1項は、特別措置法第36条に規定する対策本部長の権限であるインフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整のための会議招集規定であります。

第2項は、対策本部以外の外部の方の出席規定です。例えば都道府県対策本部の構成員である警察関係者が想定されます。

第4条部の設置規定及び第5条雑則規定については、先ほど申しました市町村行動計画で具体的に内容を決めていきます。

最後に、附則で施行期日を規定しています。特別措置法の施行が、その附則第1条において、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するとなっております。このため、法の施行と条例の施行を合わせるためのものであります。

以上で議案第17号の説明を終えまして、引き続き議案つづりの11ページをお願いいたします。

議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

国の障害者制度改革推進本部における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害者福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることとなりました。これを受け、法律第51号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、これが平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日施行となっております。

この法律により「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと名称が変更となります。このため、新しく条例を制定し、関係する条例3本をまとめて改正を行うものであります。

第1条で、御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を、第2条

では、御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例を、さらに第3条で、御嵩町消防団員等公務災害補償条例を、各条例で規定されている引用法令名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと改正するものであります。

施行日は、平成25年4月1日であります。

なお、新旧対照表を資料つづりの6ページから8ページに掲載していますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

それでは、議案つづりの57ページをお開きください。

議案第29号 御嵩町上之郷辺地に係る総合整備計画（第2次変更）を定めることについて御説明いたします。

平成22年3月19日付で策定した総合整備計画を、事業費の変更に伴い、辺地対策事業債が増額しますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条に規定により、議会の議決を求めるものであります。事業内容は資料で説明させていただきます。資料つづりの35ページをお願いいたします。

平成25年度において、29人乗りの通学バス購入費を計画しています。その事業費を当初計画の630万円から876万2,000円に増額をし、それに伴い辺地対策事業債も320万円から620万円に増額するものであります。購入費用及び辺地債の財源など、平成25年度当初予算に計上しますので、あわせて御確認いただきたいと思います。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきます。

以上、3件の議案、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第19号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、議案第19号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりは12ページになります。それから資料つづりのほうは9ページに概要を、それから10ページに新旧対照表をとじ込んでおりますので、そちらを御確認願います。

それでは、まず資料つづりのほうの9ページ、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の概要に沿って説明をさせていただきますので、そちらをごらんください。

中段の改正の概要のところに記載しましたように、国税における全ての処分について、原則として理由の付記を行うこととされ、地方税法においても法律に基づき行う不利益処分、申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続法の規定に基づき事由を示すこととされました。

上段のところに書いてありますが、改正の趣旨に記載しましたように、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の中で地方税法の改正が既に行われております。

こうしたことから、今度下段に記載しておりますが、改正の内容にありますように、国税通則法、地方税法と同じような考え方で定められている町税条例につきましても、改正を行うことにより、御嵩町行政手続条例の適用除外となっている処分について、納税者の権利や利益の保護のため、理由の提示を適用対象とするものです。

具体的には、次の10ページ、新旧対照表で御説明いたします。

町税条例第4条で、御嵩町行政手続条例の適用除外を規定しておりまして、第2章の中の第8条に規定する、許認可等の申請に対する拒否処分の理由の提示及び第3章の中の第14条に規定している不利益処分の理由の提示、この2つを適用からこれまでは除外しておりましたけれども、今回の改正により、左側の改正後になります。括弧書きを加えることによりまして、適用の対象とするものです。公布の日から施行となりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について御説明申し上げます。

条文は議案つづりの13ページから15ページ、それから条例の概要につきましては、資料つづりの11ページ、12ページに掲載してございます。資料つづり11、12ページの概要で条例制定の趣旨、各条文の概要を御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、本条例の制定の趣旨であります。

歯と口腔の健康づくりが全身の健康を保持し、増進することが明らかとなり、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期、それぞれのライフステージにおける取り組みとその継続性が健康にかかわる重要な要素となっています。保護者、児童、教職員などが一丸となった永年の町立保育

園、町立小学校等での歯と口腔の健康づくりへの取り組みが平成23年度に実を結び、御嵩小学校が全日本学校歯科保健優良校全国1位の文部科学大臣賞に選定されたことは、御承知のとおりであります。町にとっては他に誇れることでもあります。

しかしながら、成人期、そして高齢期へと年齢を重ねていく中で、生活環境の変化などにより、歯と口腔の健康づくりへの取り組みが薄れていく傾向にあることも事実であります。そこで、歯と口腔の健康づくりに対する取り組みが学齢期までにとどまらず、生涯にわたっての取り組みとなるよう、町民一人一人が歯と口腔の健康づくりに取り組める機運の醸成と関係機関が連携、協働した支援体制整備などを図り、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという8020運動への取り組みの推進とも関連づけまして、施策や環境整備を総合的、計画的に行い、歯と口腔の健康づくり、さらには全身の健康維持と増進に向け一丸となって取り組むため、この条例を制定するものであります。

本条例には、ただいま御説明申し上げました条例制定の趣旨を前文として掲載させていただいております。なお、「お口の健康は元気の源。食べたら必ず歯磨き実践」という言葉をスローガンに掲げ、誰もが歯と口腔の健康づくりに向け、このスローガンを合い言葉として取り組める生活環境、いつまでも健康で明るく暮らせるまちづくりを目指していることを決意として前文の中に示させていただいております。

第1条の目的では、前文の決意を踏まえまして、歯科口腔保健の推進に関する法律の規定に基づき、歯と口腔の健康づくりを総合的、計画的に推進し、生涯にわたる町民の健康保持と増進に寄与することに目的があることを示しています。

第2条の定義では、歯と口腔の健康づくりについて、歯と口腔の疾病予防や歯科医療受診により、健康な状態の保持と増進を図ることと定義し、さらに歯科医師等、教育関係者など、本条例中の用語の定義を示させていただいております。

第3条の基本理念では、成長発達や生活習慣病予防など、体の健康維持のために、町民個々が、まず自身で取り組むこと。そしてその取り組みを支援、促進するため、行政を初めとして、歯科医療関係者などが協働、連携し、町民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができるよう、環境の整備を推進することを示させていただいております。

第3条の基本理念に基づき、第4条では町の責務を、第5条ではかかりつけ歯科医を持つことなど町民の責務を、第6条では歯科医師等の責務を、第7条では教育関係者・保健医療福祉関係者の責務を、第8条では町内に事業所を有する事業者の取り組みの役割を、それぞれみずからの責任において、また協働、連携し、実践することを規定しております。

第9条では、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、総合的、効果的な施策を計画的に進めるため、健康増進法に基づきます町健康増進計画の中で、歯科保健の分野での計画策定と推進

すべき基本的方針・施策、達成すべき具体的な指標を示すことを定めております。

第10条の基本的な施策の施策の実施では、町の健康増進計画の中で施策として定めるべき事項として、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識、適切な歯科口腔保健の実践に向けた取り組み方法などの普及啓発に関することのほか、推進すべき9項目を定めさせていただいております。

なお、附則で、この条例の施行日を平成25年4月1日からとさせていただいております。

条文につきましては、議案第20号、13ページから15ページの中に全て正文が載っております。お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第25号 御嵩町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 御嵩町都市下水路条例を廃止する条例の制定について、以上6件について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、議案第21号から26号までを説明させていただきます。

初めに、議案第21号について御説明させていただきます。インデックス赤の議案つづり16ページをお願いいたします。

議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が改正され、町が管理する町道においても、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を参酌して、道路の構造の基準を新たに条例で定めることが義務づけられ、今後、法律第10条に規定される特定道路の新設をする際には、この条例に定める基準によるものとするものです。

この条例は、議案つづりの16ページから24ページにわたります。この条例の内容は、第1章

に総則を、第2章に歩道等の設置基準を定め、第3章に立体横断施設、第4章に乗り合い自動車停留所、第5章に自動車駐車場、第6章に移動等円滑化のために必要なその他の施設等、それぞれの設置基準を定めるものです。

なお、省令を参酌し、本町に存在しない路面電車、停留所等や積雪寒冷地でないため防雪施設の規定は設けず、その他の条文は省令に準じて条例化するものです。

以上がこの条例の主な内容となりますが、この条例は特定道路として新設の際、高齢者や障害者等ができる限り道路の移動を円滑化にできるよう細部まで配慮したもので、法律による義務化に伴い、省令に準拠して制定するものです。

なお、この条例は平成25年4月1日より施行しようとするものであります。

続きまして、議案第22号について御説明いたします。議案つづりの25ページをお願いいたします。

議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法が改正されたことに伴い、町道の構造の技術的基準を道路構造令で定める基準を参酌して、新たに条例で定めることが義務づけられたことによるものです。

この条例は、議案つづりの25ページから39ページになります。この条例は政令の条文中、参酌する条数として36条分、このうち4条分を独自の基準として条例に定め、ほかの条文については政令に準拠するものです。

独自基準を設ける内容は、片側1車線道路の中央分離帯の設置、停車帯の幅員を1.5メートルにできること。歩道の幅員についても1.5メートルにできること。交差点部の車道幅員を縮小できることを岐阜県の条例に合わせて規定します。なお、政令に規定される軌道敷及び積雪寒冷地に関する項目は、本条例から削除しています。

以上がこの条例の主な内容となりますが、この条例についても法律の義務化に伴い、政令を参酌し、また岐阜県条例との整合を図りつつ条例化するものです。なお、資料つづりの13ページから16ページに4項目の独自基準のイメージ図を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しのほど、お願いいたします。

なお、この条例は平成25年4月1日より施行しようとするものであります。

続きまして、議案第23号について御説明いたします。議案つづり40ページをお願いいたします。

議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

この条例についても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法の一部が改正され、町道に設ける案内標識及び警戒標識、

並びにこれらに附置される補助標識の寸法を府省令、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌して条例に定めることを義務づけられたものでございます。

この条例は、議案つづりの40ページから42ページにわたります。府省令の体形では、第1章に道路標識、第2章に区画線、第3章に道路標示が定められておりますが、これらを参酌し、町道に設置する案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法及び文字の大きさをこの条例で定めるものでございます。

また、町の独自基準は、府省令の第3条に規定される案内標識のローマ字の大きさを道路利用者の国際化に対応することと、表記の視認性の向上を図るため、ローマ字の大きさは日本語の大きさの2分の1とされているものを10分の7、70%に拡大できる規定を岐阜県条例に合わせて規定するものでございます。

以上がこの条例の内容となりますが、資料つづりの17ページに概要とイメージ図を添付させていただきますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

なお、この条例は、平成25年4月1日より施行しようとするものであります。経過措置として、現の設置されている道路標識については、当分の間、この条例による道路標識とみなすものであります。

続きまして、議案第24号について御説明いたします。議案つづりの43ページをお願いいたします。

議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が改正され、都市公園の特定施設においても、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌して、特定公園施設の設置の基準を新たに条例で定めることを義務づけられたものであります。今後、公園施設の新設または改修等の際には、この条例に定める基準によることとするものです。

この条例は、議案つづりの43ページから49ページにわたります。この条例に省令を参酌する基準は、園路及び広場、屋根つき広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板及び標識を特定公園施設として、今後新たに設置もしくは改修しようとするときは、ここに定める基準によるものとするものです。

現行の参酌する基準は、都市公園の機能及び利用者の利便性を維持する上で必要かつ十分なものであることから、省令に準じた内容の基準を条例化するものでございます。

以上がこの条例の主な内容となりますが、この条例は高齢者や障害者等ができる限り公園の

移動を円滑にできるよう細部まで配慮したもので、法律による義務化に伴い、省令に準拠して制定するものです。なお、資料つづりの18ページから23ページに各条項のイメージ図を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

なお、この条例は平成25年4月1日より施行しようとするものであります。

続きまして、議案第25号について御説明いたします。議案つづり50ページをお願いいたします。

議案第25号 御嵩町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法の一部が改正され、御嵩町の都市公園における都市公園の設置基準、配置規模及び公園施設の設置基準、建築物の許容建築面積基準について、政令都市公園法施行令を参酌して、条例を改正して定めることが義務づけられたものでございます。

この条例は、議案つづりの50ページから51ページになります。この条例において政令を参酌する基準は、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を町の区域内となる都市計画区域内では10平方メートル以上、町の市街地となる用途区域内では5平方メートル以上を標準とする。都市公園の設置基準を追加し、さらに街区公園や近隣公園、地区後援、総合公園などの配置や規模、その基準を追加、また公園施設の建築面積の割合を公園面積に対し2%までを基準としながらも休養施設や運動施設などはプラス10%まで、国宝や重要文化財等はプラス20%とすることができるなど、特例基準を設けるものであります。

この政令の基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、政令の基準どおり条例に追加、規定するものでございます。この条例の改正の内容については、資料つづりの24ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどをお願いいたします。

なお、この条例は平成25年4月1日より施行しようとするものであります。

続きまして、議案第26号について御説明いたします。議案つづり52ページをお願いいたします。

議案第26号 御嵩町都市下水路条例を廃止する条例の制定についてであります。

この条例に定める都市下水路は中都市下水路となりますが、公共下水道の普及に先立ち、市街地の浸水被害防止を目的に整備を進めてまいりましたが、可児川から現在の位置、御嵩町消防団第3分団車庫前までの認可取得区域で整備が中断されておりました。

この間、本町の公共下水道事業の整備が進み、平成19年度の御嵩町公共下水道事業計画の変更認可取得に伴い、都市計画法第63条第1項の規定による都市下水路の下水道への移管認可も同時になされ、中都市下水路の機能は公共下水道へと移管されたことにより、当該水路は生活

排水施設から雨水排水施設となり、下水道法上の都市下水路の役割を終えておりましたが、周辺住民の公共下水道への移行期間を鑑み、今日まで都市下水路として維持管理をしてまいりました。

しかし、今回の地域主権改革一括法によりこの条例の改正が義務づけられましたこと、また昨今の異常気象がもたらす豪雨対策のため、新たに下水道法上の公共下水道雨水計画の見直しに当たり、中都市下水路についても雨水計画に含めて進めることとなることから、本条例の廃止に至ったものでございます。

なお、この中都市下水路の位置等については、資料つづりの27ページに添付させていただきましたので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

また、この条例の制定は、平成25年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上、新規条例の制定4件、条例の一部改正1件、条例を廃止する条例1件、計6件となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、私のほうから議案第27号、議案第28号について御説明させていただきます。

初めに、議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案は、議案つづりの53ページを、資料は、資料つづりの28ページをお願いいたします。資料つづりのほうで説明をさせていただきます。改正の要旨から説明をいたします。

平成24年6月27日に、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布され、一部を除き、平成25年4月1日から施行することとなりました。

4行飛びまして、これにより国営企業の運営のための国有林野事業の特別会計が廃止されることになり、それに伴い、本条例にある負担金の減免対象から削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

施行日については、平成25年4月1日としております。

新旧対照表をお願いいたします。

第8条第2項第2号中、現行では「国又は」とあるのを削るものでございます。

以上で、議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案は、議案つづりの54ページをお願いします。資料は、資料つづりの29ページをお願いします。こちらのほうで説明をさせていただきます。改正の要旨から説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格基準、こちらは水道法第12条、第19条関係でございますが、これにつきまして、政令を参酌して地方公共団体の条例で制定する旨に改正されましたので、所要の整備を行うものでございます。

改正案につきましては、御嵩町の実情に応じまして、それぞれ水道法及び水道法施行令の関係規定を適用しております。

施行日につきましては、平成25年4月1日としております。下に水道法の抜粋を掲載しましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次のページの新旧対照表をお願いします。左の欄、改正案に沿って説明をさせていただきます。

まず目次の改正につきましては、水道法の一部改正による章の追加でございます。

第1条の改正につきましては、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを追加したことによる改正でございます。

第47条の改正につきましては、布設工事監督者を配置する工事についてを規定するものでございます。水道法第3条第8項の規定と、同法施行令第3条の関係規定を引用いたしました。

次のページ、31ページをお願いします。

第48条の改正は、布設工事監督者の資格についてを規定するものでございます。布設工事監督者が有すべき資格については、卒業、修了したそれぞれの学校及び学科目や取得した資格等に応じまして、上水道に関する技術上の実務に従事した必要経験年数をそれぞれ規定するものとなっております。

この条例につきましては、水道法施行令第4条第2項の規定で読みかえる同条第1項の規定及び同法施行規則第9条の関係規定を引用しております。

次の32ページをお願いします。

第49条の改正でございますが、水道技術者の資格についてを規定するものでございます。この水道技術管理者が有すべき資格についても、前48号同様、職員が卒業、修了したそれぞれの

学校や学科目、取得した資格等に応じまして、上水道に関する技術上の実務に従事した必要経験年数を規定するものとなっています。

この条例につきましては、水道法施行令第6条第2項の規定で読みかえる同条第1項の規定及び同法施行規則第14条の関係規定を引用しております。

次の33ページをお願いします。

第8章及び第50条につきましては、章などの繰り下げによる改正となっております。

以上で、議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

次の本会議は3月6日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。御苦勞さまでした。

午後1時59分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員